

令和6年第1回浅川町議会定例会

議事日程 (第2号)

令和6年3月5日(火曜日)午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	須藤孝夫君	2番	富永勉君
3番	菅野朝興君	4番	兼子長一君
5番	木田治喜君	6番	岡部宗寿君
7番	須藤浩二君	8番	上野信直君
9番	会田哲男君	10番	水野秀一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	小池大介君
教育長	真田秀男君	総務課長	生田目源寿君
企画商工課長	我妻悌君	農政課長	坂本克幸君
建設水道課長	生田目聡君	会計管理者兼 税務課長	我妻美幸君
保健福祉課長	佐川建治君	住民課長	関根恵美子君
教育課長	高野喜寛君		

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田子広子 主査 遠藤史貴

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（水野秀一君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告表のとおり、9人で22項目であります。

昨日、議会運営委員長から報告がありましたとおり、同趣旨扱いと認められる質問はございませんでした。

あらかじめ申し上げます。一般質問は、多くの方から通告されております。昨日、議会運営委員長からもお願いがありましたが、質問、答弁に際しては、特に前置きを短く、さらには明瞭かつ簡潔に行い、効率的な議会運営にご協力いただきたいと思っております。

順番に質問を許します。

質問順1、2番、富永勉君、（1）水道インフラ整備についての質問を許します。

2番、富永勉君。

〔2番 富永 勉君起立〕

○2番（富永 勉君） それでは、水道インフラ整備について質問させていただきます。

このたびの能登半島地震の甚大な災害における多くの犠牲に対し、心が痛む次第でございます。また、改めて水の大切さを痛感し、危機感を抱いたものであります。本町として、公共財の水、大切な安心・安全な水、災害時の生命、財産を守る水を、様々な課題に対し、厳しい環境の中、どのように水道事業を展開していくのか見解を伺います。

1点目は、将来的には、給水人口減少に伴い水道料金収入も減少していく。また、水道施設も経年劣化し、水源の井戸も水道管も年数経過しており、今後の運営は相当の財源を要すると思われま。

そこで、今後の給水需要を見据えた水道事業を、どのように運営していくのか伺います。

2点目は、本町の水道事業は、昭和49年の供用開始から約50年が経過しております。各浄水場施設の老朽化、水道管の老朽化により、万が一の施設の故障や地震災害など、長期間の断水が心配されることから、今後の老

朽化、耐震化、長寿命化への対応を、計画的にどのように取り組むのか伺います。

3点目は、災害発生時で、長期間の断水となった場合の緊急給水対策について伺います。

最後4点目は、水道事業の運営、水道の管理は、専門的な知識と技術が必要であり、水道管理の資格を有する特別な専門業務であることから、その人材確保及び人材の育成にどのように取り組むのか。

以上、4点伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、今後も人口減少に伴い給水人口が減少し、将来的には、給水量が減少すると見込んでおります。今後の給水需要を考えますと、さらなる施設の統廃合を進め、更新の際には、配水管の口径を小さくしたり、浄水場等は将来需要を見据えて、適正規模にしたりするなどの整備が必要でございます。

また、有収率の向上に努め、効率よく運営しながら、適正な水道料金の設定を検討する必要もあるかと思えます。

2点目につきましては、現在、石綿管更新計画に基づき、老朽化している石綿セメント管を中心に耐震管への更新を実施しております。

今後は、老朽化が進んでいる浄水場等の統合や、耐震化する施設と長寿命化する施設の検討を行うなど、計画的な実施に努めてまいります。

3点目につきましては、災害発生時の給水対策としては、持ち運ぶことができる小型の給水タンクや普通トラックで運搬する大型のタンクなどを確保しております。

また、大規模災害時には、各種応援協定等に基づき、給水車の応援を要請いたします。

4点目につきましては、水道事業の運営のためには、専門的な知識や技術と経験を有する人材が必要であり、今後も資格を取得するための研修を受講させるなど、人材の確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） それぞれお答えをいただきありがとうございました。

まず1点目のいわゆる当面は、そういった料金等の見通しもないということで理解しましたけれども、具体的な取組としまして、有収率の向上という言葉がありましたけれども、この有収率の向上のためには、やはり老朽管が原因と思われまして、そういった課題をどのように、今後そういった取組していくのかというところ、それには、2点目についてでありましたけれども、長寿命化等も含めて、今後、計画的に取り組むということでもあります。

しかし、今ほどの老朽管の取組、有収率の向上を上げるためにも、老朽管の取組は急務でありますし、この災害に弱い老朽管の更新を進めるには、やはり、莫大な費用も必要かと思われまして。やっぱり一方、運営を間違えば、経営の維持に瀕してしまうと、町が瀕してしまうという懸念もございまして。

しかしながら、災害は、今や必ず、忘れずにやってくるという現状でございます。頻発する自然災害、こういったところの危機管理も備えなくてはならないということで、まず、この老朽管の耐震化率でありますけれども、今現状どのぐらいなのかというところの再質問。そして、その耐震化が、今後、工事を進めていくのに、

あとどのぐらいかかるのかと。10年なのか、20年なのかというところの見通しについて、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

それから、3点目については、それぞれ応援協定をもって、災害時の断水には対策するというごさいますけれども、浅川町で、こういった災害時の断水への対策と想定するそういった自然災害、地震規模、これはどの程度のを想定しているのか。

さらには、いろいろ備品も備えてあるということごさいますけれども、全ての町民がどの程度のそういった災害時に期間に対応できる備えなのかということも、お聞かせいただきたいと思います。

あと最後にもう一つ、4点目の質問では、そういった職員の要するに資格という現状でありますけれども、浅川町の水道事業におきまして、安定した水道水の供給、これはやっぱり職員の日頃の努力のたまものであるということでは、敬意を表したいと思います。

しかしながら、上水道事業が公営企業会計となりまして、さらなる農業集落、ニュータウンの汚水処理事業も一緒になったということから、まさに、独立採算の事業として、より専門的で高い知識が求められるというふうに認識しております。

そういったところで、現在の担当者は2名でありますけれども、この担当者数、これだけの事業が多くなった状況で、現在の2名で足りるのか。また、あとは現在の資格保有者数というところで、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。すみません、よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目、2点目は担当課より説明させていただきます。

3点目です。

本当に、災害はいつ起こるか分かりません。やはり、本当に大規模な災害が起きたときは、当然、これは他の市町村も、恐らく緊急を要すると思っております。やはり、一番頼りになるのは本当に国であり、消防団員であり、自衛隊であると思っております。当然、本当に大災害のときには、自衛隊の要請が必要かなと思っております。そのときに電話できるのは、首長である私、1人となっておりますので、ぜひ、県知事らと相談しながら、そういう消防団、あるいは自衛隊に要請をかけたいと思っております。

あと4点目は、新たに、昨年、1人研修に行かせて、技術者として採ることができました。今後も、やはり、いつ災害が起こるか分からないということもありますので、1人でも多く経験を積んで、試験を通らせたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 初めに1点目につきましてご説明いたします。

有収率の向上のためにも、老朽管をどのようにして更新を進めていくのかということごさいます。

おただしのとおり、莫大な費用もかかるところでございまして、これをどのように進めていくかということごさいますけれども、今現在、耐震管いわゆる老朽石綿セメント管の更新につきましては、下水道事業を行っている箇所を中心に敷設替えを行っている状況ごさいます。

この下水道事業なんです、目標といたしまして、令和8年度に全ての完成を目標に、今現在進めているところごさいます。

今般、令和6年度より下水道事業も公営企業の適用ということで、上下水道一体となって、今後、事業を進めていくわけでございますけれども、令和8年度に、下水道事業が完成した後は、水道のほうに、本格的に力を入れて、こういった老朽管の更新などを進めていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の耐震化率でございます。

今現在、浅川町の水道管の総延長は、約9万6,000メートルでございます。そのうち、老朽化しているといえますか、耐震性のない漏水が発生しやすい石綿管は1万メートルで、大体10%でございます。

耐震化率で申しますと、耐震管という耐震性があると認められている管、浅川町で布設しておりますのは、高密度ポリエチレン管という管を布設しております。これが1万2,000メートルほどございまして、全体でいきますと、12%程度にはなっております。

ただ、耐震性があるか、ないかという判断につきましては、VP管、塩化ビニール管などでも良好な地盤に布設されているという状況であれば、それなりの耐震性はあるというふうにも言われております。

それから、4点目の件でございますけれども、水道職員は現在2名でございますが、令和6年度より下水道のほうも地方公営企業の適用ということで、企業職員は、一応、定数上は4名ということで定数は定めてございます。

以上となります。

失礼いたしました。あと、資格保有者ですけれども、今現在の資格保有者、まず、上水道事業に必要な資格なんです。まず初めに、水道工事布設監督者という資格が必要でございます。これにつきましては1名でございます。それから、水道技術管理者という資格も必要ございまして、こちらにつきましては4名でございます。

なお、こちらの必要な資格につきましては、町の条例のほうで定められているものになります。

以上となります。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 答弁漏れが1点。

3点目の、想定する地震規模。それから、どの程度の期間に対応できる備えなのかというところで、これだけちょっと先をお願いします。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

地震の規模でございますけれども、まず、水道施設は、基本的には建築物でございますので、建築基準法に基づいてということになります。現在の建築基準法の基準でいきますと、震度7程度でも影響が少ない、倒壊するおそれがないというような基準であると思っております。

それから、給水用具の件でございますけれども、どのような規模の災害を想定するかによって、必要な給水用具の数というのは決まってくるものだと思っております。今現在、町で保有している小型の給水タンクにつきましては700個程度保有しております。また、大型のタンクといいましても500リットルのタンクが2つ、それから、軽トラックの後ろに水のうのようなものを載せて、そこに水をためて運ぶというようなものも1つ確保しております。

それから、今現在、手配しておりますけれども、2トンダンプにも、後ろの部分に水のうのようなものを載せて、給水できるようなものを手配しているところでございます。

地震の規模にもよりますけれども、浅川町の場合につきましては、浄水場3か所で、今、運営しております、配水池の数も5個以上ありますので、どこかの水源や配水池が、被害がなければ、融通が利くんではないかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 再度質問させていただきます。

応援協定、大変理解できました。非常に、有事の際には、さらなるそういった応援協定に基づく訓練も必要かなというところで思った次第であります。

そこで、以前に、私、昨年6月定例会でも質問させていただいたわけなんですけれども、災害交流都市についてというところでございます。他町村でも取り組んでいる、防災でつなぐ都市間の交流であります。災害時相互応援協定を結んで支援し合う体制、避難民の受入れや物資提供、職員派遣などを、災害をきっかけとした文化、スポーツ、教育の相互交流もできるという、そういった交流であります。既に、隣の石川町がこの協定を結んでいるというところでございます。ぜひ、断水給水支援など、こういった局所的な災害であれば、近くの応援協定も生かすことができるでしょうけれども、大規模で広範囲なそういった災害ということでは、今の応援協定ということでは、なかなか現実的ではないのかなというふうに思うわけでありまして、近からず遠からずということになれば、そういった災害交流都市、これをひとつ前向きに、今こそ積極的に検討するべきと考えますけれども、この件については、ちょっと町長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 検討させていただきます。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） ありがとうございます。

では、最後の質問でございます。こちら申し訳ございません、町長に伺います。

今まで質問してきました給水人口減少に伴う収入減少、そして更新投資需要の増加に対応し、加えまして、大規模地震災害による断水の対策など、まさに危機感を持って、いかに水道財政収支のバランスを取って、どう運営していくのか、大きな問題であります。

この水道事業、壮大な事業であります。水は、町民の生命財産を守る崇高な事業でもあります。課題も多いわけではございますけれども、健全な事業運営のためにも、長期的企画戦略が必要であります。まさに、人、物、金を要する大企業であります。

今後、持続可能な水道事業を展開し次世代へつなぐ、改めて、町長の水道インフラ整備に立ち向かう考えを伺って、終わりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） やはり、水は、物すごく貴重なものでございます。私も、小さいときから、水は大事にしろと言われてきております。そういう中で、やはり、私も町長就任当時から、インフラ整備は、今、大事に

進めているところでございます。

今後、インフラ整備アクセスは、とにかく町民のためにやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）学校給食センターの運営についての質問を許します。

2番、富永勉君。

〔2番 富永 勉君起立〕

○2番（富永 勉君） 学校給食センターの運営について質問させていただきます。

本町の学校給食センターの運営は、直営事業として、これまで安心・安全な学校給食を円滑に提供し、児童・生徒の心身の健全なる発達に寄与してきたところでございます。

しかし、近年の取り巻く環境の変化の中、事業運営の在り方は多様化しており、効率的な運営により、質の高い学校給食を提供する必要があることから、今後どのように運営していくのか見解を伺います。

1点目は、学校給食センターの直営事業運営の現状と課題について伺います。

2点目は、課題を踏まえ、質の高い給食を安定的に提供できる運営方式への考えについて伺います。

3点目は、学校給食の食材として、町内地場産品の確保、地域活性化へつながる地産地消の取組について、以上3点伺います。よろしく申し上げます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 教育関係ですので、教育長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

1点目につきましては、現在の給食センターは、平成14年4月に運用を開始し、21年が経過したところであります。所長1名、栄養教諭1名、調理員6名、放射能測定検査員1名の計9名体制で、こども園幼稚部、浅川小学校、浅川中学校、教職員、計約600食の給食を調理しているところであります。

一方、課題といたしましては、調理機器の老朽化に伴う修繕費用や不具合等による更新費用が増加していることに加え、昨年秋には、調理員及び代替調理員の新型コロナウイルス感染により、3日間給食を提供できなかった経過もあり、調理員の感染症等の影響による給食の安定供給も課題となってきたところであります。

2点目につきましては、機器の故障に伴い、給食の提供に支障が生じることがないように、不具合の状況を見極めつつ、計画的に継続して機器の修繕、更新を進めていきたいと考えております。

また、給食を安定的に提供できる運営方式としましては、調理業務の民間委託により感染症の対応も含め、組織において人員の確保や異動が可能となり、昨年のような給食提供ができないといった状況を防げるものと考えられることから、今後、調理業務の民間委託への切替えを検討していきたいと考えております。

3点目につきましては、学校給食の地場産品の活用状況調査において、令和5年11月調査では、福島県産の地場産品割合が43.6%、浅川町産の地場産品割合が18.2%となっており、主食となるご飯につきましては、100%浅川町産となっております。

今後も、地場産品を活用した地産地消の取組を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 答弁ありがとうございます。

まず1点目の質問については、やはり施設等の老朽化、設備も含めた老朽化、そして2つ目が調理員の安定供給に課題が残る、そういった人材の確保という答弁でありました。

2点目は、やはり、そういった課題を踏まえて、民間委託という方式を検討するということにあります。

そこで、どうしても、やっぱり安定的に、質の高い供給というところでは、給食事業の大きな目的であると私も思います。そういった中、昨年、コロナ等の感染による事例が発生したということから、やはり、現場のそういった緊急時の対応というところでは、そのときのみならず日頃からやはり人材確保、どうしても生身の調理員というところでは、そういった人材の確保ということは、日頃苦労されているのかなというところでは推察するところでございます。まさに、効果的、効率的な人材配置を必要というところでは、労力は多大なものと思っているところでございます。

近年、やはり全国的に、民間そういった給食事業の一部業務の民営化というところで進んでいると。県内でも、やはり多くの自治体が民営化に移行していると。石川地区においても、浅川町以外は、全て民営化に移行しているという状況は、確認しているところでございます。

そういった現状の中、まず、民間委託した場合のメリット、デメリットを、まず、お聞かせいただきたいのと、それから、民間になった場合に、どのような部分が民間委託の業務となるのかと。その中でも、当然ながら、調理員というところは、まず、そういった立場が今度、変わるということになれば、調理員の民間委託に伴うサポート体制というところ、その3点、ちょっと再質問させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目になります。

民間委託にした場合のメリット、デメリットになりますが、まず、メリットになります。

専門業者として、民間委託としてお願いする形になりますので、まず、そういったノウハウ、それから情報、そういったものを活用した運営を行うことで、調理技術の向上が図られ、よりよい給食の提供ができるものと考えてございます。

それから、調理技術や安全衛生管理など専門業者として研修、そちらも充実させており、給食の質の向上を図ることができるものと考えております。

それから、徹底した衛生管理、柔軟な人員配置、それにより、多様な献立を取り入れることができるものと考えてございます。

それから、柔軟な人員配置、社内ネットワーク、そういったものを活用することによりまして、調理員の不測の事態や代替人員の配置についても、迅速に対応することができるものと考えてございます。

また、保菌検査、そういったところも含め外部委託となりますと、民間委託の業者のほうで、その管理下の

中で行われることとなります。そういったところで、万が一、出勤停止といった状況になっても、先ほど申し上げましたとおり、社内ネットワークの中で、代替の調理員等を確保できると、そういった、やはり、社内ネットワークを活用した安全の衛生管理、それから、人材ネットワーク、そういったところが、大きなメリットなのかなというふうに考えてございます。

一方、デメリットになりますが、やはり外部委託になりますと、現在の調理員の人件費相当分のほかに、当然、委託という形になりますので、業務として請け負う形になりますから、業務に伴う諸経費が発生することになります。そういったところも含めると、経費としては、全体としては増額になってしまう部分がデメリットだなというふうに考えてございます。

それから、2点目の民間委託になった場合の業務委託の部分の調理員の立場なんですが、調理員の業務委託につきましても、あくまでも、調理業務について民間委託という形になりますので、仕入れを変えとかそういうことではなくて、あくまでも調理業務、調理をする業務を委託するという形で考えてございます。

民間委託になった場合ですが、民間委託、現在の調理員の方々のサポート体制という形になりますと、基本的に、現在、会計年度任用職員という形で、原則、単年度契約という形になりまして、令和6年度末をもちまして会計年度任用職という形で、一度切れる形になります。そこから民間委託という形になった場合には、民間委託に対しての受入れ態勢、そういったところについても、町側としては、交渉していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） ひとつ現状課題を踏まえまして、安定的に児童・生徒へ提供していく、そういった今後、十分な検討を重ね、より円滑な給食事業の運営をお願いしたいと思います。

そこで、3点目の質問であった件でありますけれども、町内地場産品を給食食材とするというところであり、そういった安心・安全な地場産品を給食に使っていただくと。これはひいて言えば、町内農業生産農家への活力にもなり、地域活性化へつながる地産地消の取組でございます。

一つ、地産地消というところではちょっと違うかもしれませんが、浅川町には、この給食のパン、地元業者、県内でも有名な近藤パン屋さんでありますけれども、非常に子供からも人気のパンでございます。そういった中で、計画的に、献立に地場産を組み入れると、地元の食材を使っていただくというところで、この地元食材の活用の割合というところでは、先ほど答弁いただきました。

しかし、県内においても、やはり50%を切っていると。町内産品の食材も非常に20%弱というところでは、やはり、低いわけでございます。まさに、地産地消という観点から、最後、今後これはさらに伸ばしていかなければならないと。食育というところの観点からも、大事な取組かなというふうに思っております。

そこで、地場産のそういった食材の活用割合を増やしてほしいということでは、今回から、浅川の優味米、これらのさらなる普及、それから、そのほかにも浅川町内においては、おいしい浅川町内の生産米がございます。さらには、野菜農家、多くのキュウリ、トマト、アスパラ、インゲン。そして、このたび、新規就農者としてイチゴ、さらにはいしかわ牛肉、麓山高原豚など、それぞれが浅川町の生産しているそういった食べ物がございますので、ぜひとも積極的な活用によりまして、町産品の食材のそういった活用の割合を上げる取組を、

ぜひともお願いしたいと思います。

ひとつ、その辺の今後の取組について、見解をちょっとお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

地場産品につきましては、確かに近藤パン屋さん、おいしいという評判の声はいただいております。町内の地場産品の活用ということで、町内ですと、夢工房さんであったり、近藤パン屋さんであったり、柳沼精肉さんであったり。それから、浅川町の商工会さんに加盟している店舗さんから、購入などを行っている状況でございます。

品物につきましては、時期的なものもございますが、アスパラであったり、ブロッコリーであったり、キュウリ、ナス、ピーマン、ジャガイモ、大根、ネギ、白菜など、そういったものにつきましては購入をしており、実績もございます。

また、肉、そういったものも麓山高原豚、牛なども活用しながら、給食の食材として、割合は多くはございませんが、活用している状況はございます。

また、新規でイチゴというお話もございました。今後、そういったところも踏まえまして、やはり食材になりますと、給食費の単価も決まっておりますので、その給食費の単価の範囲の中で、活用できるものは活用できるように、いろいろと調理のメニューを検討しながら、浅川町地場産品の活用等、今後も広げていけるように検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 最後に質問させていただきます。

こちらは、本町は、令和5年度より学校給食費無料化を実施しております。他自治体に先駆けての取組であり、さらなる子育て支援の充実が図られております。

しかし、一方では、学校給食費の運営において、問題があつては本末転倒であります。児童・生徒の心身の健全なる発達と学業の向上に寄与する給食を、安定的に質の高い提供に向けて、今後、どう展開していくのか、最後に伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 2番議員の言うとおりでございます。

子供たちは、やはり、おいしいのを食べると元気になりますよ、当然。今後も、質を落とさないように、そしてなるべく町内のを使うように、そしておいしい優味米を使うように、今後とも進めていきたいと思っております。

やはり、小学校、中学校、あるいはこども園の子供たちは、何よりも給食を楽しみにしておりますので、その楽しみを奪わないようにしていきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順2、1番、須藤孝夫君、（1）八紘園に公衆トイレの設置についての質問を許します。

1 番、須藤孝夫君。

〔1 番 須藤孝夫君起立〕

○1 番（須藤孝夫君） 八紘園に公衆トイレの設置を。

浅川町を水郡線で東西に区分すると、東と西では、東側には商業施設も多く、公衆トイレも3か所あります。しかしながら、西側には商業施設も少なく、公衆トイレがありません。町民の方々の声も多く、美化が進み、水質も改善された八紘園憩いの場所に、公衆トイレの設置を伺います。よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

町の名所等へのトイレの設置につきましては、昨年度に、国の臨時交付金を活用しまして、城山の公衆トイレを改修したところでございます。

今後の町の名所等へのトイレの設置につきましては、八紘園を含めたその他の名所等について、町の財政状況を見ながら、順次、整備を検討していきたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 1 番、須藤孝夫君。

○1 番（須藤孝夫君） 今回トイレの設置をなんですけれども、徐々にですけれども、できればですけれども、駐車場等々の設置もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 八紘園は、桜が間もなく咲くと思ひます。かなり町外からも人が訪れて、見学しております。そういう中で、やはり、もう数年前からトイレを造っていただきたい、あるいは駐車場を造っていただきたいという質問が来ております。

やはり町としても、ただ見ているだけではございませぬ。やはり順次、どのように必要か、今、担当課と検討しているところでございませぬので、もうしばらくお待ちいただきたいと思ひます。

○議長（水野秀一君） 1 番、須藤孝夫君。

○1 番（須藤孝夫君） よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、（2）主食であるコメの価格安定を図るため政府に陳情をの質問を許します。

1 番、須藤孝夫君。

〔1 番 須藤孝夫君起立〕

○1 番（須藤孝夫君） 昨日、意見書という形で、政府のほうに意見書を出しました。今回、町のほうにも、ちょっと意向を聞きたいので。

政府は、減反政策廃止後、生産流通の面で市場における、大幅に市場原理を導入しているため、コメの価格は大きく下落し、また、世界情勢の変動により、肥料、資材が高騰し、農家の収入が安定せず、高齢化が進み、担い手不足にますますなっています。コメの価格を2万円程度にしなければ、ますます荒廃農地が増え、農家減少が進みます。浅川町も同じ状態に進んでいます。

そこで、1、町の基幹産業である農業を守るため、採算に合ったコメの価格にするために、国・県に対し、農家の思いを訴え、陳情が必要と思ひますが、町の考えを伺ひます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

これまでも、国・県に対しては、意見交換や懇談会など機会あるごとに、米の安定価格を図るための政策実施を求めてきております。米は、浅川町のみならず、日本全体にとっても大事な主食でございます。その生産者が採算を取れず、減ってきているということは、日本という国にとって重大な問題であると考えております。

これは、市町村だけの問題ではありませんので、生産者の生活や農業全体を守るためにも、今後も引き続き、今まで以上に強く、事あるごとに、国・県には、主食である米の価格安定を図り、日本の農業を守る取組を進めていただくよう求めていきたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 今回、この意見書というのと、今日の一般質問で言っているんですけども、今、農家はみんなこういう思いで、私は農協の総代のほうをやっているんですけども、コメ価格に対しても、政府に訴える場所がないんです。みんな思っています。このままでは、本当に、浅川ならずとも、特に山間地は、ますます田んぼというか、荒廃農地が増えています。私もそうなんですけれども、もう諦めているというか、あ、しょうがないなど、農家の人は思って、みんな訴えたいんですけども、場所がないということで、私はこうやって意見書なり、今回、この一般質問で訴えていきたいと思っております。本当に農家の思いです。このままでは、本当に、日本の農業というか、コメ不足になりますので、よろしくをお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） もし、米が安いからといって、生産者がこれ以上減ることがあれば、米は、今後、我々食べる方々には手に入らなくなります。なぜかという、私は近い将来、必ず、米は値上がりすると思っております。今まで以上の倍の値段になると信じております。必ず、そういう時代がやってまいります。ですから、これは、今やっている生産者を大事にしながらも、浅川町の基幹産業である米、米農家を大事にしていきたいと思っておりますので、もうしばらく皆さんで頑張っていただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） よろしくをお願いします。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、（3）県道の改良工事についての質問を許します。

1番、須藤孝夫君。

〔1番 須藤孝夫君起立〕

○1番（須藤孝夫君） 県道75号線、塙泉崎線なんですけれども、前回、12月の一般質問でも質問したんですけども、あのときはというか、大草バイパスということでお願いしているんですけども、今この現状、こういう情勢の中で、大草バイパス幾らかかるか分かりませんが、進みません。

ですので、通った人は分かるかと思うんですけども、旧大草分校の先のカーブは改善されています。その先のカーブというか、カーブの先が狭くなっています。大変、今、危険な状態です。バイパスを望みますけれども、取りあえず、この今の交通事情、ちょっと道路が狭いので、その大草地内の道路改善を、県のほうに陳情をお願いしたいと思っておりますので、町の考えをお聞かせいただけます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

県道埴泉崎線は、沿線住民の大変重要な生活道路であり、特に、大草字殿内地内の一部では、未改良区間やカーブ等により危険性があると認識しております。

これまで、整備推進委員会の陳情や、行政区からの要望を受け、バイパス化の整備に加え、バイパス化までの間、未改良区間の改良整備と安全対策工事の実施を、県に要望しております。引き続き、早期実現に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 喫緊のそのカーブの改善なんですけれども、見通しといたってもあれなんですけれども、できるだけ早くお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私も、大草方面にはしょっちゅう行っておりまして、本当に危険なところは多々あります。本当にしつこいようではありますが、私は、県あるいは担当課に、石川土木事務所とか県のほうに行って、かなりお話をしておりますので、本当に、これももうしばらくお待ちいただきたいと思います。必ず、危険なところは改善させていただきます。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） よろしくお願いします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順3、7番、須藤浩二君、（1）こども園の運営状況についての質問を許します。

7番、須藤浩二君。

〔7番 須藤浩二君起立〕

○7番（須藤浩二君） こども園の運営状況についてお伺いいたします。

まず、1点目、昨年数名の職員が退職されたとお聞きしました。その後の職員の補充はできたのか伺います。

2点目、会計年度任用職員（フルタイム、パートタイム）の給与体系は、どのようになっているのか伺いいたします。

3点目、以前の議会答弁で、休園日に園庭の開放を行うということが言われ、実施されました。実施された中での利用人数をお伺いいたします。

4点目、以前の議会で、たしか現8番議員が質疑した答弁の中に、入園時に提出する書類の中に、地区の民生委員から印鑑をもらう書類がございます。そのときの答弁では、今のご時世、必要ではないとの答弁でした。でも、今でもその書類の取付けを行っているのはなぜか。

以上、4点お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） こども園関係ですので、教育長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

1点目につきましては、令和4年度末での退職者は4名おり、退職に伴う令和5年度の職員の補充はできております。

2点目につきましては、フルタイム、パートタイム職員ともに、町の一般事務職員同様、浅川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づいた給与体系となっております。

3点目につきましては、令和4年12月より、毎週土曜日の土曜保育実施日に園庭を一般開放しますとして、実施しており、令和4年11月9日付の回覧及び町のホームページ、令和4年12月号の広報あさかわに掲載し、お知らせをしたところであります。利用人数としましては、令和4年度は12月からになります10名、令和5年度につきましては、2月までで16名となっております。

4点目につきましては、入園申込時に保護者の就労状況を確認するために、就労証明書を提出していただいておりますが、会社にお勤めになられる方につきましては、会社から就労時間等の証明をしていただき、保育の利用を必要とする状況である旨を確認しております。自営業の方につきましては、就労状況の証明となりますと、家庭内においての証明となってしまうことから、地域の実情をよく把握している地区の民生委員さんに証明をお願いしているところであり、また、農業従事者の方につきましては、農業委員会に証明をお願いしているところでもあります。

就労証明書は、保護者の就労状況を確認するための証明書でありますので、基本的に、第三者の証明が必要であると認識しておりますが、今後、自営業の方、農業従事者の方の提出書類につきましては、就労証明書の代わりに、就労申告書等の書類として提出が可能かを含め、取扱いを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 1点目の質問で、令和4年度末で4名が退職されているという事実を知りまして、ちょっとびっくりしたんですが、5年度は、きちっと補充できているということで、運営状況には支障がないということで安心しました。

また、会計年度任用職員の給与体系ですが、町職員と同じ規模でやっている、行っているということですが、有資格者を雇用するに当たっての、その資格手当とかはお支払いしているのか。また、有資格者に対しての何か優遇はあるのかを伺いたしたいと思います。

3点目です。

土曜日の園庭開放を行った結果、令和4年度では10名、令和5年度は16名という方が利用されているということで、利用者がいるのであれば、このまま引き続き、園庭開放を行っていただいて、地域の子供たちの遊び場ということで寄与していただければと思います。

4点目の答弁ですが、そうなんです。会社の方は会社からの就労証明、自営業者は民生委員さんから、農業を行っている方は農業委員会から。

ただ、私がびっくりしたのは、うちの孫が、今度、こども園でお世話になるわけですよ。それで、民生委員さんのところに行きました。そうしましたら、民生委員さんは、まず、どこの誰だいということをお聞きです

ね。今、教育長答弁で、地区の状況を知っている民生委員さんがということを行いました、今のご時世、なかなか民生委員さんが家庭の状況まで把握できているということは、まずないと思います。農業委員会さんも、農家さんの家庭状況まで、なかなか知り得るといのは、今の世の中難しい状況だと、私は思っております。

ですから、このような書類の取付けではなくて、確定申告書の写しなどは、既に、町の税務課では把握できる書類ですよ。就労していないのに、自営業者が専従者給与を払ったり、給与を支払うということはないので、まず、そちらのほうが最も正しい、その自営業者の経営スタイルを理解できる書類だと思います。農業に関してもそうだと思います。農業で、農業委員さんが、ただ判こを押すのではなくて、その実態を一番証明できる書類などというものを提出していただくというのも、今後、課題ではないでしょうか。

以上、お伺いたします。

○議長（水野秀一君） 教育課長、高野喜寛君。

○教育課長（高野喜寛君） お答えいたします。

まず、1点目なんです、資格手当、それから優遇されているかということなんですけれども、こちらのほうにつきましては、基本的に資格手当というものはございませんが、有資格者と無資格者で給与の形態、格付、そちらのほうが変わってございますので、無資格者の会計年度任用職員よりも有資格者の会計年度任用職員は、高い給与の格付になっているという形でございます。

2つ目ですが、今回の就労証明書の添付に当たっての民生委員さん、それから農業委員会さんの証明ということになりますけれども、確かに、最近のご時世ということで、なかなか近所付き合い等々のお話というのも、聞くところもございまして、やはり、民生委員さんにつきましては、地区の状況を把握していただくということも確かにございます。

ただ、議員さんのおっしゃるとおり、確定申告、そちらに基づいての提出ということもあり得るのかなというふうには思っておりますが、ただ確定申告になりますと、前年の収入状況の申告という形になってしまいますので、直近の状況が分からなくなってしまうというデメリットもございまして。

そういったところもございまして就労証明書、町長答弁にもございましたけれども、就労証明書の中での記載内容、そちらのほうを、逆に、就労申告書という形で、こういった形で就労していますよということで、自ら、きちんとした形の申告をしていただくというのも、一つの方法なのかなというふうにも考えてございます。

各町村によって、この就労証明書の取扱い、基本的には、この浅川町と同じような就労証明書、国のほうで示されている様式なんです、こちらの様式を使った就労証明書として添付している町村が、ほとんどではございますけれども、一部の町村では、違う取扱いをしているところもございまして、そういったところの他町村の実情も踏まえまして、就労証明書の取扱いについては、ご負担にならないような形で、今後、検討していきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 4点目の再質問に対してですが、やはり、民生委員さんが、判こを押すということの、まず、重みを考えていただきたい。

民生委員さんが、書類を持ってきたから、はい、はいと押すのが現状なんです。その後、実際、じゃ、そ

の押す前に、働いている、働いていないという確認は、民生委員さんは、まず、していないと思います。その現状。じゃ、していないのに、民生委員さんが判こを押した。実情、就労していなかった。そうすると、民生委員さんは、虚偽の書類を、有印私文書偽造となってしまうと思うんです。

ですから、その辺を、私は、改革したほうがいいんじゃないかという意味合いを持っているんです。やはり、その提出する書類、役場だとか公共機関に出す書類というのは、それなりの責任があるわけですよ。その責任を、もう一度、受け取る側も考えていただきたい。そういう警告で、私は、この質問をしました。

町長いかがですか。答弁をお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今の課長が答弁したように、今後、様々に検討をさせていただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） ぜひとも、この辺の書類の取扱いに関しては、もう一度しっかりと検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、（2）少子化対策についての質問を許します。

7番、須藤浩二君。

〔7番 須藤浩二君起立〕

○7番（須藤浩二君） 2問目です。少子化対策についてお伺いいたします。

まず、1点目、過去5年間の出生人数を伺いたいと思います。

2点目、今後、どのような少子化対策を行っていくのか伺います。

3点目、人口減少と少子高齢化の解決策である移住者を増やすことに対して、町はどのように取り組んでいくのか伺います。

以上3点です。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、過去5年間の平成30年度から令和4年度までの出生数については、平成30年度が33人、令和元年度が31人、令和2年度が28人、令和3年度が23人、令和4年度が22人となっており、この5年間の合計の出生数は137人となっております。また、令和5年度は、2月末現在で20人となっております。

2点目につきましては、少子化対策については、出会い、結婚、妊娠、出産、子育て、雇用、働き方、住まいなど、様々な分野にわたる取組を総合的に実施する必要があります。

また、それぞれのライフステージに応じた支援策については、時間のかかる長期策と同時並行で、即時性のある短期策も必要であり、これらを切れ目なく継続的に実施することで、総合的な少子化対策につながるのではないかと考えております。

国においては、次元の異なる少子化対策として、まず、令和6年10月支給分より児童手当については、所得制限の撤廃、支給対象を高校生年代に延長、第3子以降は月1万5,000円から3万円に倍増されます。

また、令和7年度には、育児休業給付の拡大や、令和8年度からは、子ども・子育て支援金が創設されるこ

とになっております。

町としましては、小・中学校の入学祝い金、給食費無償化、高校生通学補助などを継続するとともに、令和6年度から新規事業として、子育て世代への切れ目のない支援をするために、妊娠期にカタログギフト、零歳から2歳児に紙おむつを支給する、そして子育て世代への育児用品支給事業や、大学、専門学校生の水郡線利活用活性化事業を実施します。

今後も、国・県の施策による後押しを注視し、その隙間を埋めるような町独自の事業を検討してまいりたいと考えております。

3点目につきましては、本町では、現在、移住・定住に力を入れております。

令和5年度は、多くの方に浅川町を知っていただくことから始めており、新たな移住・定住ガイドブックを作成し、東京都での移住・定住等の相談会に4回参加いたしまして、本町の魅力や特産品等のPRを行ってまいりました。そのほかにも、東京での物販や、石川町、玉川村、浅川町を巡る地域体験ツアーを実施いたしました。

今後は、地域おこし協力隊の力も生かしながら、移住・定住相談会やSNS等によりPR活動を充実させていくとともに、令和6年度の新規事業である奨学金返還支援補助金や空き家バンク登録促進事業補助金等により、受入れ態勢も整備していきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 1点目の、5年間の出生人数の関係で、私は、この議会前に、住民課さんの協力を得まして、独自で、この浅川町の人口推計という自分で表を、作りました。

その中で、出生者数を死亡者数から引いた自然減が、毎年、毎年増えていると。出生者数が、皆さん、今の答弁でお分かりかと思えますけれども、平成30年度から一度たりとも増えたことはないんです。30年度が33名、令和元年が31名、2年度は28名、3年度は23名、4年度は22名。1人たりとも増えた年はないんです。この数値を見たときに、愕然としました。どこかで1回ぐらい、人数が増えているところがあるのかなど。

それによって、亡くなられた方から生まれた方を引いた自然減という増減が、平成30年度にはマイナス67、令和元年には同じくマイナス67、令和2年度はマイナス66、令和3年度はマイナス82、令和4年度はマイナス90、112の方が亡くなって生まれたのが22名、マイナス90人という人数が減りました。人口が減りました。

それを総人口の減少した142名から引きますと、令和4年度、自然減以外で町外に出られた方が52名いると。その人数は、逆に、令和元年度から、何らかの原因で町外に出た方というのが増えているんですよ。

そういうのを分析していくと、やはり、1回社会に出てしまって、例えば大学に行った、就職したとかで、浅川町外に出た方を、もう一度、4年後に浅川町に戻ってきてもらう。

今、浅川町では、町内の企業に就職された方に対して、雇った企業さんにお金を出しております。非常にいいことだと私は思います。魅力ある浅川町に戻ってきて仕事をしてもらう。人口を増やしてもらう。家族を増やしてもらう。とてもよい政策だと思います。

それにも限界がございます。やはり、もう1つ、2つぐらい、浅川町に働く場所ができればという思いもございます。

以上のことから、もう少し浅川町では、人口を増やすために、何か手を打っていただきたいという思いがございます。

今、町長が2番目の質問に対しての答弁で、様々な児童手当のアップ、育児手当、紙おむつだ、入学祝金だ、通学祝金だというのはありますが、生まれてきた子供に対してのいろんな施策とかいうのはあるのは分かるんですが、根本的な少子化対策ということであれば、産んでいただく数を増やしてもらわなければ、まずなりません。そちらのほうも併せて、何か策を打っていく必要があると思うんですが、その点を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に、日本全国が少子高齢化でございます。

本町においても、自然減、そしてまた人口が減っているのは、本当に、私町長としても苦しいところでございます。私も、町長就任して6年目になります。私は、就任当時から、様々な子供たちの減少歯止め、様々なことをやってきておりますが、やはり、人口減には歯止めがかかっておりません。

そういう中でも、今、町内には新築している方が結構あります。今、世帯数は間違いなく増えておりますが、いかんせん、人口は、子供の人数が減っているのは、本当に胸が痛いところでございます。これは職員同様、議員の皆様も考えは一緒だと思っております。

これからも、私は、本当に生まれてくる子供、そしてまた子育て世代、そしてまた障害者、高齢者のためにも、やはり、何か1つでも、2つでも、やっていかなければならないと思っております。そして、また皆さんで、いろんないい意見があれば、どんどんやっていきたいと思っておりますので、どんどん意見もいただきたいと思っております。

とにかく、私は、先頭になって、子供たちのためにも、一生懸命、今後頑張っていく所存でございます。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 再々質問なんですけど、このように子供の人口が減っている中、もう明らかに、この数字が出ていますよね、町長。どんどん減っている。

その中で、私が言いたいのは、今、行われている中学校の建築でございます。もう統計的に、これだけの数字が出ています中で、改めて聞きますが、町長、あの3階建ては必要ですか。私は、そこを、まず聞きたい。これだけの統計を、多分、建築の段階で、町側は、参考資料として持っていたはずなんです。

それを持っていた中で、なぜ、このような莫大な金額を使って、3階建ての建築に踏み出してしまったのか。踏み出してしまった以上、後はどうするか。そこに入るだけの子供を確保するしかないですよ。何であんな大きいものを建てて、1学年20人だって。それでは駄目ですよ、町長。やっぱり、あれだけの設備を造ったわけですから、それなりの人口を確保しないと。このままいけば、1学年10人なんていう時代が、すぐそこに来ているのではないかと、私は推測しております。改めて、中学校建築に対して、私はちょっと警鐘を、もう一度鳴らしたい。そういう思いでございます。

3点目についての、もう一度質問をさせていただきます。

移住者の人口を増やすということで、先日、テレビでこんなのをやっていました。住みたい町ランキングというの、皆さんも見たいと思います。しつこいくらいにワイドショーでやっていましたので、いろいろな名立たる市が、横浜とか出ておりました。

その中で注目されていたのが、千葉県流山市でございます。急激に人口が増えた。それで、なぜ人口増えたんですかということで特集を見ましたら、市役所の中に、新しくマーケティング課という課を創設したそうです。

じゃ、そのマーケティング課が何をやったかという。流山市に来たいですか、来たくないですか。生のアンケートを、その職員さんたちが町に出て、アンケートを取ったそうです。どうしたら流山町はよくなりますか、聞いて歩いたそうです。マーケティング課の職員さんは、その課を創設するに当たって、そういうマーケティングの仕事をしていた方を採用したそうです。いわゆるプロです。プロを職員として招き入れて、そういう課を運営したそうです。すばらしいデータが出たそうです。どこかの町村でもやっておりますが、紙を回覧板に挟んで投げかけて取るようなアンケートの結果とは、全然違うような結果だったそうです。子育てしたいですか、この町で。住みたいですか、どうすれば住みやすいですか、どういふのをあなたが望みますか。紙にそれを書いたとしても、アンケートする方が、実際に手で書くというのは、すごい嫌なんですよね。私もそうです。病院に行って、初診のときに、はい、書いてくださいと。あれ、一番嫌いですね。何で人間、口があるのに、手で書かなきゃならないんだ。問診してくれよと思うんですよね。その点、そのマーケティング課の人たちは、生の声を自分の耳で聞きに行ったそうです。それを実行していった積み重ねが、爆発的な移住者の増大だったそうです。

それを実例として、もう一つ挙げさせてください。

先般、令和5年度の事業で、石川郡の広域商工連合の事業で、郡内の3事業所がフードフェスタというビッグサイトで行う事業に、3つの事業者、食品を加工して製造して売っている業者さんが出展しました。その際、石川郡の商工会職員さんの息子さんが、東京の明治大学に進学しておりまして、そこに何とマーケティング部というのがあるんですね。マー研という。そのマーケティング部の子供たちに、市場調査をやっていた。

じゃ、どういう内容をやったのかというと、来場して、そのブースに来て試食をした方に、生の意見を聞いた。生産者が聞くアンケートよりも、第三者の二十歳ぐらいの大学生にアンケート取られ、問診されるということで、かなり実情に合ったデータが取られたそうです。生産者には、なかなか言いづらいこと、もうちょっとこの味濃くしたほうがいいんじゃないの。パッケージ、もうちょっと明るくしたほうがいいんじゃないのという、すばらしい意見を聞くことができたそうです。

ですから、我が町も、もっと分析をして、移住者がどうすればこの町に、魅力的になって来てくれるのか。今回の予算で、企画商工課にはPRの予算がついております。その中で、じゃ、何をやるのか。やはり、1つは実情を分析すること。そして、どういう形で魅力的な浅川を発信していくか。そういうことだと私は思います。

ぜひ、町長、やることは全てやる。そして、いい方向を向けるという姿勢で、今後の移住者獲得に力を注いでいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、中学校の建設問題、ここを出てくるとはまさか思わなかったんでありますが、3階建てが大きいのか、小さいの話は、まず抜きにして、もう学校が8月、9月には出来上がります。それで、3階で、議会で通りました。そして、必ず、あの校舎は必要でございます。そして、私は、近い将来、小学校を

隣に持ってきますから。その私は公約をしております。ですから、必ず、中学校を3階が大きいか、小さいかは、今後、分かると思います。私は、必ず、今の中学校は活用できると思っております。

それと3点目、移住・定住です。

今年度も、さらに移住・定住を、力を入れていきたいと思っております。そして、新しく人が入りましたから、この方にも、移住・定住は、今、やっておりますから、必ず、これは芽が出ると思っております。

それで、今、企画商工課と今後、様々なことを検討しておりますから、もうしばらく長い目で見ていただきたいと思っております。そして、また、商工会と企画商工課が連携して、常に前進しなければならないと思っておりますので、ぜひ、ご協力お願いいたします。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） 中学校の問題、ここで出るとは思わなかった。まさに、そうですね。スーパー変化球で投げかけてみました。

町長、今言ったとおり、必ず必要とされる校舎で使ってください。空き教室となって無駄にすることなく、あれだけの大金をつぎ込んで造る校舎ですから、無駄なく使っていただきたい、そういう思いで質問をいたしました。

それと、移住者を増やすということで、さらにもう一つ提案なんです。現在、浅川町内には廃校と言っているのか、閉校となった小学校が2校ございます。山白石と里白石でございます。その建物を、今後、どのように活用していくのか、それとも、活用せずに解体するのか。町長も一番悩みどころだと思うし、今の財政状況で、じゃ、何をやるんだといったとしても、壊すのにもお金もかかると。壊すのに金かかるんなら、何かいいアイデアがあれば、利活用ができるのではないかと私は思うんですが、その辺を、もうちょっと町長にお伺いしたい。

そして、担当課である企画商工課の課長にも伺いたいんですが、今後、どうやって浅川町の魅力を発信していくのか。あと、また課長にも伺いたいんですが、その閉校となった小学校の利活用についても、どのように考えていくのかということも併せてお聞きしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、里小、山小は、隣町の教習所の方、ドローンで使っております。そして、里小のグラウンドは、児童野球で、毎週土曜日、日曜日、あるいは大会をしております。あと、里小、山小で、今年に何件かは見学に来ておりますが、やはり、いかんせん、契約は結んでおりません。

今後、どうするんだというのは、本当に、今、頭の痛いところであります。壊すのか、このまま維持するのは間もなく、皆さんとお話をしながら、決定していきたいと思っております。

あと、担当課長より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、答弁させていただきます。

私につきましては、総務課で、廃校、旧里白石小学校、山白石小学校の担当は総務課となっておりますので、答弁させていただきます。

今、町長のほうで、るる答弁させていただきましたが、平成31年に、里白石小学校と山白石小学校は閉校となりました。それから5年がたとうとしております。

私も、今年度、総務課ということで担当になりましたが、幾つか、確かに、業者さんは見学希望がありまして、その都度、私のほうで見学の案内をさせていただきました。その後なんです、こちらからの提案と、こちらからのいろいろアイデア等もあったんですけども、結果的には実りあるものにはなりません。いろいろこう話を聞くと、何ていんでしょうか、言葉の表現確かかどうかあれですけども、怪しいというところもあるんです。なので、いろいろ国内、日本全国見ますと、ほかで、結構、被害ということはないんですけども、委託するはいいが、その後いなくなるとか、そういうこともあります。事は重大なことなものですから、慎重にと思ひまして、その後やり取りとかしているんですけども、結果的には連絡がないというケースもございます。

今申しましたとおり、5年が経過します。一般住宅もそうですけれども、5年間住まなければ、だんだん朽ちていくわけなんですけれども、こちらとすれば、維持管理は最低限はしております。建物なんです、里白石にしろ、山白石にしろ、鉄筋の校舎ですが、築50年をそれぞれ迎えようとしています。長寿命化のことも考えれば、確かにマックス60年、70年使えるかもしれませんが、今現在は、最低限の維持管理なものですから、鉄筋の50年というのは、ある意味境目だと思っています。

町長の答弁にもあるとおり、ここ数年で、実際活用するか、もしくは残念ながら解体するか、今、検討しているところです。私も、今年度になりまして、いろいろ考えてはおりますけれども、今後、使える部分があるかどうかを検証しながら、校庭とか体育館は使えるんですけども、校舎そのものにつきましては、なかなかその当時の構造もありますから、使い勝手がいいのかも含めて、よく検討したいと思っています。

以上です。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） それでは、私のほうから、今後の町のPRについて、魅力発信について、お答えさせていただきます。

これからの町の魅力の発信につきましては、今年度行ってきました東京でのPR等、そういった事業は、当然継続していくとともに、今年の1月から第1号として採用しました地域おこし協力隊の力をお借りして、PRしていきたいと考えております。

具体的には、地域おこし協力隊の方には、1月から勤務していただいておりますけれども、今現在、自分の足で浅川町を歩いて、自分の目で浅川町を見て、日々気づいたことをまとめていただいております。そのことも、日々、SNSで情報発信していただいております。その中での気づきを生かして、今、自分でやってみたい事業というのを提案していただいておりますけれども、今現在、検討しているのがハイキング系の事業と、あとは以前やっていたような元気市のような、そういったイベントを検討しているところです。

事業の実施の際には、地域の団体の方などに協力いただきながら開催することになるかと思ひますけれども、その途中経過だったり、開催している様子とか、そういったものもSNS等で広くPRしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 7番、須藤浩二君。

○7番（須藤浩二君） ありがとうございます。

町長、その2校の学校の校舎については、もうそろそろ活用プロジェクトのチームをつくって、話をするべきではないかと思うんですが、提案させてください。ぜひとも、その議員も交ざりの、職員さんも交ざりの、あと、地域の方も交ざっての、どうあるべきか、どうするべきかということを話し合う場を、ぜひ、設けてください。そして、最適な利用をできるような案を、皆さんで出していけるそんな場を、ひとつ設けていただければと思います。

あと、移住者を増やすということで、今、課長からの答弁でございましたが、東京でのPR、あと、そういう魅力発信に関して、今、準備段階だと。やっと、そういうスタート段階に立てたということに、本当に感謝申し上げます。

それで、浅川町の魅力を発信する一つに、やはり、水郡線というキーワードは、私は大事だと思っております。水郡線の駅で一番標高の高いところ浅川駅、そして唯一の有人の駅であります浅川駅のPRをして、何とか交流人口、町長、交流人口を考えましょう。その水郡線で来て、浅川に降りて、1日浅川探訪をして、浅川の魅力を見ていただけるような、そういう交流人口を増やすような考えもつくっていただきたいなど、私は思います。

最後、この点をお聞きしまして、終わります。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私、もうしばらく、旧山小、里小のことはお待ちくださいと言ったのは、いろいろな面でそういうことを考えておりますので、ですから、今すぐは答えが出せませんが、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

あと、交流人口、水郡線。水郡線、今恐らく6番議員が次控えていますから、今年で開通90周年でございます。そういう中で、今、交流人口、本当に考えておりますので、これ答弁言っちゃうと、また6番議員ですから、ありますので。本当に、今この小さな浅川町に駅が2つあるということは、ほかの町村も羨ましがっているんですよ、本当に。

ですから、やはり活性化しなくちゃいけないと思っておりますので、やはり、これも商工会とともに、連絡を密にしながらやっていかなければならないと考えております。

○議長（水野秀一君） ここで、10時50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時50分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、質問順4、6番、岡部宗寿君、（1）水郡線を活用し維持するための対策についての質問を許します。

6番、岡部宗寿君。

[6番 岡部宗寿君起立]

○6番（岡部宗寿君） 7番議員には、この質問の前に振っていただきましてありがとうございます。

この質問は、昨年6月の議会に行いました。そのときの町長の答弁では、水郡線への思いは私たちにも伝わりました。ただ、水郡線は茨城県側では沿線の住民の活発なイベントや発信の盛り上がりがありますが、我が福島県側は、ちょっと盛り上がりには欠けるというのが少し残念であります。ただ、塙町の駅舎には、今、つるしびなが飾ってあるぐらいだと思います。それらを踏まえ、赤字で運営されている水郡線は今年全線開通90周年を迎えます。

県、こおりやま広域圏、浅川町でのこれらの取組について3点ほど伺います。

1点目、以前質問した水郡線活性化の件で今現在我が町では、どのように進まれているのか伺います。

2点目、こおりやま広域圏を形成する郡山市と周辺16市町村、広域の枠を超えて鉄道の利活用推進に取り組むとのことですが、その内容を伺います。

3点目、このたび県では、「豊かな街づくり」に取り組む予算が県で計上されました。沿線住民を巻き込んだ利活用策を推進するとのことで、我が町での水郡線の魅力を盛り込んだ情報発信体制は、どのようになっているのかその辺を伺います。

よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、サイクルレーンの乗降可能や高校生への運賃の補助、さらには大学生、専門学生を対象とした運賃の補助等を実施することとしております。

2点目につきましては、水郡線沿線自治体にて構成されている水郡線活性化対策協議会に我が町も加盟しております。その中で若手職員が中心となるワーキンググループにおいて、日常、観光の2つの利用テーマでの議論の中で、利活用促進の提案や冊子の作成、さらには運賃の助成、サイクルレーンと各駅でのマルシェ等、様々な提案がなされました。

3点目につきましては、県においては、水郡線開通90周年記念イベント「ふくしま鉄道博」の開催を予定しており、町といたしましても、ローカル鉄道の魅力発信につなげていけるようSNSや町広報紙等を活用し情報発信をする考えでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） これも、以前に町長とも聞いてしゃべったんですが、6月で、町長、SLを走らせてくださいとも話しました。そしたら、何と、町長、実はもう10年前、水戸駅から大子までSL、型はC61、名前がついているんです、奥久慈清流ライン号と名づけられたのが80周年記念事業、結局、10年前です、走ったんです。2014年12月5日、6日、7日の3日間、走ったらいいです。それではなく、そのほかに、それ12月なんです、その前にもう11月には試運転もやったらいいです、試運転。そのときの、この今の携帯なんかで見ると様子が見られます。その沿線が、とにかく鉄橋とかそういうところでの、その撮り鉄、そういう人が物すご

く集まって、ただ大子駅でその付随で営業所祭りというのをやったらいいんです。

そのときも、茨城県の物産、今でいえば那珂湊辺りからも、こう魚とかいっぱい来たらいいんですが、それから納豆とか、そして、じゃ、福島県はどうなんだといたら、矢祭のアユの塩焼きをやったらいいです。これは、ほかは弁当とかもやったんですが、もう即完売だったらいいです。そして、アユの塩焼きは、皆さんも分かるように焼けるまで時間食うじゃないですか。何か、2せいろう持っていったんですが、焼けるのが間に合わなくて並ばれちゃったというのが、その当時の書類に残っていました。

だから、それらを、企画はそれ茨城県では、もうやったんですが、ただ残念なのは、私たちは10年前にそういうことをやったんだというの、きっとこの中でも何人も知っている人いないんじゃないかと思うんですよ。それがやっぱり残念です。

それと、以前にも話した汽車でのSLとか、汽車の回転場、これは大子にあるんです。そして、その大子でその営業所祭りのときに実際やらせているんですよ、汽車を回転。それを、珍しくてその撮り鉄という今のファンが大勢寄せて写真を撮っているということは、これもやっぱり私らも聞いてびっくりだったんですが、実は、その回転場が石川駅にあったというのを町長知っていましたか。我々小さい頃、そういえば小学校か高校なるかならないかの頃まで、きっとあったんですよ、きっと石川に。そんな気がするんですよ、言われれば。これは、私の先輩に言われたんですよ。いや、岡部君、石川にも回転場というのあったんだぞと、何であったんだか今定かではないんですが、そういうらしいです。これは話聞いたときに、そうだったっけかなという気はします。町長、それは分かりますか。

そして、ちょっと話戻りますが、水戸からSLを走ったときは大子駅までは煙で入ってくるらしいです。そして、大子から帰りはディーゼル機関車で押していくか、引っ張っていくからいいです。あそこ何か回転から行けると思ったら違うらしいんです。それは水戸から来る人のほうが多くて、水戸から走らせたというんです。そして、帰りはディーゼル機関車で引っ張っていったと、そういうらしいです。じゃ、そういうことができるのであれば、この大子から、もしですよ、郡山までSLを走るということはできるわけじゃないですか、一応。そして、これを、すごい、そういうことだと思うんですよ。ただ、さっきもちょっと言いましたけれども、何で石川に回転場があったのかがちょっと定かではないので、これからきっと、町長、何とか町関係は協議会、石川が事務局とかと前に言われたんで、話しすると思うんで、そのときもちょっと話ししてもらって、なぜ石川でその回転場があったのかとか、何で郡山までできないのかという話を進めてください。それが1点目です。

それで、2点目です。

あと、町長が言ったこおりやま広域圏では、実はこれ県のほうでは、東北本線と常磐線以外は全て赤字だと、沿線関係の水郡線、常磐線、西線、東線、只見線、そういう沿線全部赤字だということで、実際、今回県のほうで4,049万円、予算使われたと思います、ついたと思います。その辺の、これからイベントとかの話は、郡山広域圏ですとありますが、実は2月7日にこれは集まりがあったと思います。そして、そのときに、どういった話が出たのか、どういうことまで進んだのかもちょっとお伺いします。

あと、3点目です。

3点目は、町長、私たち小学校の頃は、小学1年生のときは城山に行ったんですが、小学2年生のときは棚

倉、3年生のときは矢祭に車でいったんですよ、遠足を。そしたら、今の時代だったら4年生ぐらいまでは、例えば郡山に行って郡山で、こうプラネタリウムを見たりということもできると思うんですよ、遠足で使うあれですが。そういうのも一つのあれだと思うんですが、まず、住民が車を使うことが重要なんで、その遠足で使うというのも一つの提案なんで、もしこの協議会なんかのときもひとつ提案してください。それと、福島の人たちは、なるべく茨城県方面にこう、行くということも一つの提案だと思うんですよ。買物とか、食事とか、観光とか、そういうのもあると思うんで、その辺も皆さんで考えていただければと思います。

あと、茨城県では、十数年前以上からもこの水郡線活性化の問題はやっているんですが、さっきも言いましたが、福島県では、何にも今までほとんどなかったのが本当に残念です。今回、うちの浅川町は町長が予算で専門学生とか、大学生に、今度車の補助金を出すということになって、これがやっぱりまず浅川町の唯一の活性化事業の一つの事業だと思うんで、これもその協議会あったときには、ぜひ話ししてやってください。そして、とにかく、水郡線に乗ってもらい活性化へつなげるべきであると思うので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、10年前、SL奥久慈号、これ大子、駐留していたんで、駐留というのかな、大子に止めてあったんですよ。これ調べてください、私が担当しておりました。

〔「それ、運転していたの」の声あり〕

○町長（江田文男君） はい。運転はしませんが、修理していたときに石炭、試運転の石炭くべていたのも私でございます。そして、撮り鉄さんが物すごくいたんですよ。それで、そのポケットに石炭をあげてやったら、大変喜んでおりました。これは、私、隣村のJRの下請に18年4カ月おりましたから、そういうのでJRのちょっと資格を2つ持っておりましたから、SLのことはよく知っております。それで、確かに大子には回転灯がございます、今もあります。石川にあったのも、これ事実でございます。15年前、やはりこれ水郡線スリム化のために、浅川の駅も今1車線になりました。この各沿線がみんな1車線です。そのときに、恐らく十四、五年前だと思います。石川もスリム化で、回転灯を撤去させていただきました。そういうあれがございます。

それで、まず2つ目、県とどのようなことをやるのかとお話ししました。先ほどお話ししましたように、若手職員のワーキンググループにおいて、今後様々な検討をさせていただきます。今、検討しているところでございます。

あと、3点目、遠足で小・中学校、使ってください。これ今、公民館で使っているのはご存じだと思います。今、公民館では小学生そしてまた高齢者の方々に大子に行ってもらったり、郡山に行ってもらったり、買物していただいて今利用しております。今後も小・中学生が利用できるように、今後考えていきたいと思っております。

あと、これからの水郡線の利用、全く6番議員が言うとおりでございます。やはり、我が浅川町には浅川駅そして里白石駅ありますので、この水郡線、在来線をなくすことはできませんので、今後も県そして国に働きかけて様々な利活用のために頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 町長が携わっていたのは、ちょっと知りませんでした、お見それしました、ありがとうございます。

力強い限りで、ぜひ石川まで引っ張ってくれるようによろしくお願いします。そうすればもう、これ悩みも解消で水郡線は沿線、とにかく橋の下で焼き鳥売れるぐらい人集まります。そのぐらいだと思います。町長の意気込み分かりました。

それで、最後になりますが、町長、前回、町長より広域連合で各市町村でお座敷列車も走ったらいがっぺという話、こうしました。そしたら、そのほかにお座敷列車とか町民号使いましょうという話が進んでいたんですが、もう茨城県側ではちょっとその以上のやつがあるんですよ。調べたら、何かすぐにこう水郡線がつくんです。水郡線日本酒列車、水郡線納涼ビール列車、水郡線旧客車ツアーなどがあって、そしてそのほかでは、そのイベントでは水郡線フォトコンテスト、あと水郡線カレンダーなんて、これが何か物すごく、その当時のSLなんかも載っているやつがあったらしいです。あと、水郡線お祭り花火大会イベントツアーなんて、こういうのもやっているらしいです。これ、でもこう福島県側ではそういう話はまず聞かないですよ。何でこれ茨城県ばかりやっているのか、駅が大きいか、人口が大きいかそれは分からないんですが、ほかでやっているのにこの福島県側でやれない理由はないと思いますので、ぜひ町長お願いいたしますよ。

あと風っこ号なんていうのもあるらしいですね。ちょっとたまにそれは、この水郡線こっちまで来ますよ。お座敷列車に似たような、こうちょっと白っぽい車、これ通るときに必ず何か分からないんですが、どこからともなくその撮り鉄という人の来るから分かるんですが、いつの間にか町民グラウンドとところの橋のあの近辺に県外から車が来るんです。そのときは、何で来ているのかと思ったっけ、我々は最近覚えたのは、そういう珍しい自動車とか、そういう列車が来るときには来るらしいですから。今度気がついた方は、あっ、何か来るんだなと思って来ていてください、何かしら通りますから、本当に、そういうことです。それは、これからも利活用とかのイベントに提案されてください。

それと、町長、議会でも水郡線を使った研修などもやれるように、そのほか商工会、あと各種団体、町企業などにも水郡線を活用に協力をいただきますように、町長からのアドバイスをお願いいたしまして、私の簡単な質問で終わりたいと思いますが、その辺も町長よろしくお願いします、最後に。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） SLを、水郡線を走らせることは恐らく不可能だと思います。今、福島県にはSLはございません。恐らく持つてくるとすれば、仙台から持つてくることしかないと思っております。ですから、SLは今かなり人気がありまして、まず単独で持つてくることは不可能だと思っております。たとえこの水郡線で協力し合っても、ちょっと厳しいと思っております。ただ、お座敷列車は持つてくることは可能だと思っております。あと、この水郡線活性化、当然これ90周年ですから、恐らく駅前イベントは浅川町では行うと思っております。恐らく企画商工課で、今検討はしていると思いますので、ぜひせめて90周年に合わせて駅前には町民がいっぱい集まっていたら活性化できるように、今考えておりますので当然ご協力をお願いいたします。

そして、またこの利活用、これ町も頑張りますが議会さんでも、どこか研修、水郡線を利用して行ってください。これはもう町で決めることはできますので、もう本当に水郡線活性化のためにも、やはり議会さんも町

民の代表なんですから、やはり利用しているところを町民に見せていただければ、一人でも多く利用できると思っております。いかんせん水郡線をなくすことはできませんので、皆様と共に協力をして何とかやっていきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いたします。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、質問順、5、3番、菅野朝興君、（1）城山をより魅力的に出来るのではの質問を許します。

3番、菅野朝興君。

〔3番 菅野朝興君起立〕

○3番（菅野朝興君） 現在城山は、県からの補助金により森林の間伐が進められております。実際、山頂に登り景色を楽しむことができ、浅川町のすばらしい観光名所になっているかと思えます。ですが、もう少し手を加えればより魅力度が増すというようなことがあるかと思えます。

2点ほどお伺いたします。

1点目は、山頂の杉が成長し過ぎていて、見晴らしが悪くなっているのではないかと思います。これを改善していったほうがいいと思います。

2点目は、花火のときや火事に対しての備えが足りないのではないかという意見がありましたので、消火栓の設置をしたほうがいいという意見がございましたので、この2点についてお伺いをいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、城山山頂付近の樹木については、これまでも森林環境譲与税を活用して整備を進めております。3番議員のおっしゃるとおり、城山は浅川町のシンボルであり大事な観光名所でもありますので、町民の皆さん、そして浅川町を訪れる皆さんに喜んでいただけるよう、今後も景観維持のため引き続き整備していきたいと考えております。

2点目につきましては、浅川の花火の際は、消防団員にご協力をいただき、事前に城山への放水をお願いして火災を未然に防止しております。しかし、山林火災時の消火活動には水利の備えは足りないものと認識しております。

今後、消火栓や防火水槽の設置等を視野に入れ検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） 1点目についてですが、今、杉などを間伐をやっていると、それを進めているということなんですけれども、もう少しこの杉が生えていたり、桜が生えていたりたまばらな感じになっているので、トータルでコーディネートしていくということで、桜がたくさん咲いているとか、咲いているところで頂上付近はそういうふうには特色を出して桜だけにするとか、やはり杉が頂上付近にあると見晴らしが悪くなって、年々何か悪くなっているのではないかなということがありますので、頂上付近は杉をなくすということもやってもいいのかなということもございます。また、杉というのが国民病というようなことで、花粉が特に出て花粉症の人が国民の4割もいるようになってしまっているようなこともありますので、杉は少なくしたり、本数を調整したりというようなことが必要なのではないかと思えます。

2点目については、町長から前向きなご意見ありまして、消火栓をこれもやったり防火水槽ということで、造ったほうが良いというようなことを検討したいということでしたので、ぜひやっていただいたほうが山火事になったときに、これがどんどん広がってやはり町民の方に危険が及んでしまいますので、前向きに進めていただければと思います。

1点目についてだけ、もう少しトータルコーディネートという部分で、県内随一の浅川城山になるような形で進めていただければと思いますが、この点お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に城山、大事な浅川町のシンボルでありますから、今後も頑張っていきたいと思えます。

なお、担当課長より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） それではお答えいたします。

城山の景観につきまして、町長の答弁のとおり環境譲与税を活用して整備を進めています。トータルのコーディネートということでお話ありまして、今現在、山頂部分を管理しております企画商工課と連携しながら、伐採等を進めているところではございます。そのほかの部分につきましても、順次、伐採にも結構な予算が必要となりますので、全体的なバランスを見ながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、（2）石川県の地震を教訓に改善点を洗い出すべきの質問を許します。

3番、菅野朝興君。

〔3番 菅野朝興君起立〕

○3番（菅野朝興君） 石川県では、今年元旦に大規模な地震が発生いたしました。家屋の倒壊や津波も発生し、復旧のめどが立っていない箇所も多数存在しております。

今回の地震では、家屋の倒壊により下敷きになって押し潰されてしまったと、そして救助を待つ間に命を落とす人が多数いたということがございます。すぐ目の前の家屋の下に家族がいるのに、目の前に家族がそこに下敷きになっているのに、同時多発的に家屋の倒壊や道路の寸断などが起こった場合は、救助が間に合わないということが発生したということでございます。

そのことに対しまして、何点かお伺いをいたします。

1点目は、大きな地震発生の際は、家屋から外に出るなどの避難方法を浅川町民の皆さんに周知すること、これが必要ではないかと思えます。

2点目は、ハザードマップなどの防災の見直しをするべきではないかということでございます。

2点をお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、現在、消防庁や気象庁が公表している資料において、「地震発生の際はまず落ち着

いて身の安全を確保することとされており、頭を保護し丈夫な机の二等、安全な場所に避難する。」と記載されております。

町としましては、今後このような資料を参考にしながら、町民へ周知を図ってまいりたいと考えております。

2点目につきましては、浅川町地域防災計画が最上位計画に位置づけられており、毎年、国や県の計画を反映させながら改正しております。

今後も引き続き、元日に発生した能登半島地震を踏まえた国や県からの計画も取り入れながら、町地域防災計画を改正するとともに、ハザードマップ等につきましても適切な時期に更新するなど、町の防災体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） そうですね、今の町長の1点目の答弁になりますと、学校であれば机の下に隠れるというようなことになってくるかと思うんですけども、阪神・淡路大震災のときに、やはり倒壊したところに潰されて、それでも運よく、何ですか、体は潰れずに済んだとしても、そこから火事になってしまったりとかいうことがありますと、その中で焼け死んでしまうというようなことがありますので、やはりケース・バイ・ケースということで、倒壊のおそれがあるという場合は、外にやっぱり逃げないと助からないというようなこともありますので、その辺も考慮に入れて、その避難ということを浅川町はやったほうがいいのか、考えたほうが、検討したほうがいいのかという点がございます。

そして、これは皆さんの民家だけではなくて、公共施設にも当てはまってまいるかと思えます。建物の重みが1階部分は集中しますので、迅速に避難できるようなことを公共施設でも徹底されるような周知をしていくという体制づくりをしていくというようなことを、ぜひやっていただきたいと思いますが、その点に関しましてお伺いをいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私も、4年前の台風19号そしてまた大地震等で本町も被害を受けております。まさにあのときを思い出すと、本当に足元が震えまして何が起きているんだろうという記憶がいまだによみがえってまいります。やはり、こういう地震や災害がいつ起きるか分かりません。やはり、今後とも職員と様々な計画を改正しながら、町民の命をそしてまた財産を守っていきたくて考えております。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） そうですね、ぜひ様々なことが考えられると思えますので、検討をやっていただきたいと思えます。よろしくお伺いをいたします。ありがとうございました。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順6、4番、兼子長一君、（1）令和6年度の町政執行方針を問うの質問を許します。

4番、兼子長一君。

〔4番 兼子長一君起立〕

○4番（兼子長一君） 令和6年度の町政執行方針についてお伺いをいたします。

平成28年度からの浅川町第5次振興計画、この期間が令和7年度までであります。残り2年間となりました。将来像の「笑顔あふれる住みよい町浅川」のまちづくりに向けて、令和6年度はまとめに入る年度でありますことからお伺いをいたします。

1点目、令和6年度の当初予算編成で重きを置いた事業は何でしょうか。

2点目、老朽化している各公共施設の今後に向けての建て替え、統廃合などの管理方針はどうなっているかお伺いします。この点については、2月14日の議会全員協議会において、その方針を示されたのでありますが、再度お伺いをいたします。

3点目、人口減少や税収の減により町の財政規模は、今後縮小していくと思われませんが、町政執行において今後どのような見通しをしているのかお伺いをいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 答弁長くなりますので、ぜひメモをしながら聞いていただきたいと思います。

1点目につきましては、厳しい財政状況の中ではありますが、本町の重要課題への対応を着実に進めていくため、これまでの取組に加え新規事業も積極的に計上したところであります。

まず、公共施設の老朽化対策として、引き続き浅川中学校建設事業を計画的に進めるとともに、新たに町民体育館の耐震改修事業に着手いたします。

次に、子ども・子育て支援であります。

これまでも施策の充実、強化を図ってきたところでありますが、新たに育児用品支給事業に取り組みほか、水郡線を利用する大学生等の通学助成を創設し、乳幼児から大学生までの各世代を網羅する切れ目のない支援体制を整備してまいります。

さらに、高齢者福祉の充実のため、新たな町独自の支援策として補聴器購入費の補助を実施いたします。

また、移住・定住の推進については、浅川町に居住する若者を支援する奨学金返還支援補助金や、空き家の家財道具処分費用等を支援する空き家バンク登録促進事業補助金を創設いたします。

そのほか、インフラ整備の推進として、町道曲屋破石線をはじめとする道路新設改良事業や大草地区の農業用排水路改修事業等を着実に進めてまいります。

2点目につきましては、今ほど申し上げたとおり、浅川中学校建設事業の次の対策として、新年度は町民体育館の耐震改修事業に着手いたします。

その後は、これまでの政策方針のとおり、浅川小学校を中学校敷地内に新築移転し、小学校跡地に役場庁舎を移転する考えであります。役場の移転に当たっては、公民館等の複合化も含めて検討する必要があるかと考えております。

なお、老朽化が進んでいる役場庁舎については、小学校跡地への移転までの暫定的な対策として、仮設庁舎の整備を検討しているところであります。

引き続き、必要な財源確保の見通しを得ながら、計画的に老朽化対策を進めてまいります。

3点目につきましては、子育て支援の充実や移住・定住の推進等により、少しでも人口減少を抑制していくことが重要であると考えております。

その上で、特に財政運営においては、過大な公債費負担が財政逼迫の大きな要因の一つとなりますので、常

に財政指標を確認しながら、将来に過大な負担とならないよう計画的な地方債の発行に努めていく必要があると考えております。

また、人件費も財政逼迫の要因の一つとなるため、本町の財政規模等を踏まえすと、少数精鋭による組織運営を進めていく必要があると考えております。

そのため、研修の充実など引き続き人材育成に取り組むとともに、デジタル技術の活用等による業務の効率化を図ってまいります。

さらに、これからの縮小社会においては、周辺自治体との連携や補完など、広域連携がますます重要になってくると考えておりますので、町村会等とともにさらに連携を強化してまいります。

これらの方針の下、将来の縮小社会を見据えた持続可能な行政運営を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 今、町長の答弁聞いていまして、本当に意欲的に令和6年の町政執行方針について、抱負を語っていただきました。いろんな、この当初予算の編成において、新たな事業を数々取り組むんだということで、大変意欲的な予算編成であったと思います。

それが絡んで、2点目につきましたは、2月14日のときも全員協議会でこの老朽化している公共施設を今後どうするんだということで、新たなその方向性、概略出ましたけれども、本当にこれから5年後、10年後、本当にこの問題切実になってくると思います、統廃合も含めて、どういう形で維持管理していくのか。それから、先ほど出ましたけれども、旧里白石小、山白石小の校舎もどうするんだという問題、年間今、山小、里小を合わせて約600万円の維持管理がかかっていますよね。そういった問題もあります。

そういった中で、この3点目のこの財政の問題です。

これが非常に重要になってくると思います。どんどんこれ人口減少を食い止めるのは容易でないことでございます。子育て支援、移住・定住、いろんなあの手この手やって、今どこの市町村も、これあの手この手やって、今早い話、取り合いになっています。そこで、いかに浅川町に、こう来てもらうかというこの戦略、これは大変な競争ですから本当に大変なことだと思います。そういった中で、今、私、3点質問したその行き着くところは財政の問題だと思います。浅川町、令和6年度は約45億ですか、の予算規模になったということで、本当にこの住民のニーズそれで行政サービスをどのようにしていくか、そういうバランスの中で財源をどう確保するかというこの問題が、今後5年後、10年年後を見据えた中で、浅川町にとってどういう方向性でいくのかというのが非常に問題になると思うんです。

そこでお聞きしたいのは、やはりこの財政シミュレーションといいましょうか、年度ごとに将来に見据えてこういう公共施設の老朽化、それから行政サービスの各種事業、それとその財源確保のいわゆるシミュレーションというんですか、年度ごとにやるのではなくて、長期的に、この事業をやったときにはどのぐらいの財源が必要なのか、あるいはその地方債をどのようにしていけばいいのか、そういった面とその起債を起せばその充当率で交付税で措置されると言いますが、全ての起債が措置率100%ではないと思うんです。そういう部分も見据えた中でこの事業展開、これが大事になると思いますので、この辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私は、町長に就任してから10年後のことを見据えて行動をしてまいりました。やはり、皆さんご存じのとおり、就任1年目からはもう学校関係、庁舎内、様々な施設のことで行動をしております。その中で一番大事なのは、当然今、4番議員が言ったとおりに財政問題でございます。45億、これは今までかつてない大きな大きな金額でございます。やはり、これからゼロ歳から高齢者まで町民の方の幸せを考えるのであれば、やはりもう一度10年後のことを考えながら行動しなければ、私はならないと思っております。

そういう中で、今の中学校が8月か9月遅れても10月にはできると思っておりますので、その後、小学校を持ってきます。そして、役場庁舎内を今の小学校に持っていきたいと考えております。そうすると、線路を挟んでこの学校関係は西に当たります。そして、今の小学校が東に当たります。この東西が、活性化しなければ浅川町はますます衰退していきます。ですから、この役場をもともと小学校跡地にあった役場を移転すれば、私は必ず荒町、本町は活性化すると信じております。そして、今、駅前の停車場線、これは今年中に開通いたします。ですから、必ず駅前、荒町、本町は人の流れが変わりますから、必ず少子化にも少しずつ歯止めがかかっていくと思います。

そういう中で、今後町民のためを考えると、やはり財政問題いかに国・県から持ってくるかが私は今後の勝負だと思っております。ぜひ、辺地債を利用したり様々なことを工夫して、副町長あるいは職員の方々とやっていきたいと思っております。

以上です。

あと副町長よりちょっと答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） 私のほうから、財政関係について少し補足の答弁をさせていただきたいと思っております。

兼子議員おただしのとおり、中長期的なその財政シミュレーション、そういったものを持ちながら今後の財政運営を検討していくというのは、非常に重要なところであると思っております。浅川町では、今回中学校建設という非常に大きな事業がありましたので、その起債の地方債の関係もありまして、向こう5年程度にはなりますが、毎年財政計画、見通しというものをつくって検討はしているところでございます。今回、浅川中学校建設が、非常に大きな事業になっておりまして、浅川町の財政規模等を考えますと、やはりちょっとこれ以上の大きな事業をやっていくというのは、ちょっと厳しいところがあるのかなというふうに思っております。ある意味、今のこのぐらいの事業というのが1回にできる事業量としては、こう上限なのかなというふうに思っております。そういった前提で先月2月14日のときに今後の方向性ということで示させていただいたものも、ある程度その上限は超えない程度に、いかに次のこう、対策を打っていくかというような視点でシミュレーション、検討をしたというところになっております。

そういったところを、庁内各職員、町長も含め庁内で共有をして、毎年度の予算編成に当たっていくところが、今後大事になってくるのかなというふうに思っております。町長答弁にもありましたとおり、起債に当たっても辺地債でありますとか、あと体育館の耐震に当たっては緊急防災・減災事業債ということで、いずれも交付税措置率が高い起債を選んで事業を実施していくというようなところも注意して予算編成しておりますので、引き続きそういった視点で長期の視点を持ちながら財政運営をしていく必要があると思っております。

す。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 本当に、今答弁のとおりでございます。財政シミュレーション、今後5年間の分、ある程度策定をして、その都度、財源を見ながら予算編成をしているということで大変安心しました。さらに、5年と言わず10年後も、ちょっと難しいかもしれませんが、長期的なそういうシミュレーションも今後つくっていただいて、それに沿って事業展開ということで、いや、大変これ難しいと思います。予算とその財源、財源と事業のバランスを、本当にいろんな事業展開、幅広く、そして町民が満足するようなものにこう行くというのは、本当大変な事業展開だと思いますが、そういったのを踏まえて、今後さらに長期的に向けての計画性を持ったことをやっていただきたいと思います。これについて、町長、再度答弁をお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） とにかく、本当に長期的なことは当然であります、やはり一人でも多くの町民が喜ぶような計画を立てていきたいと思っておりますので、今後ともご協力よろしく願いいたします。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）県道磐城浅川停車場線延伸工事に伴う浅川駅前活性化についての質問を許します。

4番、兼子長一君。

〔4番 兼子長一君起立〕

○4番（兼子長一君） 県道磐城浅川停車場線の延伸工事に伴う浅川駅前の活性化についてお伺いをいたします。

県道磐城浅川停車場線は、今、国道118号バイパスへの延伸工事が実施中であります。開通後は、この町中心部へのアクセスがよくなり、交通量それから人的交流についても変化があると思いますが、これを機会に磐城浅川駅前の活性化を図る事業を検討すべきと思いますが、考えをお伺いをいたします。

1点目、工事の完了と供用開始時期の見込みについてはどうなっているのでしょうか、お伺いをいたします。

2点目、活性化に向けて、関係機関や駅前の方たちとの話し合いの場を設ける考えはあるのかどうか、お伺いをいたします。

3点目、水郡線存続にも波及効果があると思いますが、沿線市町村との各種協議会などが設けられておりますけれども、その名称と設置数それに浅川町の参加状況、それから協議の内容についてお伺いをいたします。

4点目、浅川駅の自転車置場が、もう大変老朽化しております。新しく建て直す考えはあるのか、お伺いをいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

これも答弁が長くなると思いますので、ぜひメモをしていただければと思います。

1点目につきましては、道路管理者である県との打合わせでは、供用開始について、今年度の補正予算分の工事を3月に発注する予定で、令和6年度中には、国道118号線までの一部区間について供用を開始できると見込みであると伺っております。なお、事業完了予定については令和9年度とのことであります。

2点目につきましては、駅前の活性化に向け駅前でのイベントの開催等を検討したいと考えております。開

催の際には、地域おこし協力隊や商工会等の関係機関と協議しながら、イベントの内容等を検討していきたいと考えております。

3点目につきましては、沿線11市町村にて構成されております水郡線活性化対策協議会と県が主催し、48市町村にて構成されております福島県鉄道活性化対策協議会の2つに加盟しております。

水郡線活性化対策協議会においては、協議会カレンダーの作成や児童絵画展の募集促進、協議会若手職員のワーキンググループによる事業提案を行っております。

また、福島県鉄道活性化対策協議会においては、鉄道利用客の利便性向上に関する陳情や要望を国やJR東日本に行っているところであります。

4点目につきましては、現在の駐輪場につきましては、鉄骨造りトタン屋根となっており、鉄骨にさびは見受けられますが、屋根の破損や雨漏りは見受けられませんでした。

しかし、駐輪場の北側は、部分的に屋根が低い構造となっており使い勝手が悪いことから、今後、対応を検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） まず1点目、県道磐城浅川停車場線の供用開始いわゆる開通が6年度中に見込まれるということで、来年の3月までには取りあえず開通するというので、その後いろんな周辺の整備をして、9年度には全ての工事が完了するというのでよろしいんですね。この6年度中に開通ということは、今、工事しているところからそのバイパスへの接続で舗装工事まで終わって、そういったものを安全施設とかも整って、もう既に通行できるというのが令和6年度中ということなんでしょうかね。その辺ちょっと再確認したいと思っております。

それから、2点目と3点目はこれ関連してありますね。今、答弁のようにイベントを開催を予定されているということで商工会さんと連携しながら、やっていきたいという答弁でありました。今、駅のトイレの北側ですか、今から四、五年前にイベント広場を整備しております。そういった、せつかくああいう広場を整備したことでもありますから、そこをもっと活用していただきたいなと思います。

それから、商工会さんもお見えになっていますが、かつては元気市というものを町内各所を、こう巡って月1回だったですか、軽トラックでこういろんな農産物とか、いろんな食品とか販売したそういうイベントがありました。ぜひ、そういうものがこう復活していただければなと思います。そういった中で、その駅前の活性化というものに進めていただきたい。今、結構、浅川町、マスコミでも取り上げられまして、そういう、つい最近も2月でしたか、夕方のテレビで放映になりました。そういった中で、ああいう形で見ますと浅川町もいろんな地域資源があるなということで、駅前についてもいろんな飲食店さんも頑張っているし、小売店さん、電気屋さん頑張っています。

それから、何といたっても吉田富三博士の生誕地、今は東邦銀行であります、そこです。これを、記念館もしかり、大事ですけども、吉田富三博士の生誕地があそこだということで、この駅前通りの開通に合わせて、もっとその辺をこう大々的にPRをすると、そしてこう歩いて町内を巡る、飲食店に回って食べる、見る、買う、そういうその一連の展開、こういったものは、やっていただきたいなと、令和6年度の当初予算

で町のPR動画作成とかがありますから、そういったものについても、ぜひその吉田富三博士の生誕地もその動画にちょっと入れていただいて、今ちよつとこう、東邦銀行さんが石碑というか、句碑というんですか、を建てているだけなんで、ちょっとあれなんですけれども、そういったものもちょっとクローズアップしてやっていただければいいなと思います。

それから、水郡線存続についても、そういうイベントを開くことによって水郡線を利用して浅川町に来ていただくとか、それから、いろんな形でその駅を中心にいろんな事業展開をできると思います。それから、今ちよつと答弁があったんですけれども、すみませんちよつと聞き取れなかったんですが、町が参加しているいろんな水郡線の協議会あると思うんです。もう一度ちよつと、福島県とあと茨城県と福島県を含めた沿線市町村の協議会とか、こう幾つもあると思うんですけれども、もう一度すみません、幾つの組織があって、いろいろフォトコンテストとか絵画展とかやっているようなんですが、ちよつともう一回、ちよつとお願いします。

それから、自転車置場なんですけれども、これも老朽化しているということで、将来その建て直す考えがあるということなんです。結局、これもその駅前のそういう景観とも絡むと思うんです。そのイベントを開く、いろんな人を来てもらうためにもああいいう自転車置場でなくて、あれを全くもう、今はあんまり自転車でこう水郡線利用していく人も減っているかと思うんです。私、この間のとき、自転車置場こう見てみたんですけれども、自転車もそんなに置いていないし、もう古い自転車も置きっ放しになっている状況です。あの自転車置場の3分の1も使っていないような状況なんです。だからそういうものがあるので、そういうイベントやるためにも、もうちよつと自転車置場もしかり、あの辺をこうきれいに整備してこうやっていくというのも一つの今後の方向性かと思うんですが、その辺について再度お聞きします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今の、4点ございましたが、3点目につきましては課長より答弁させていただきます。

まず1点目、4番議員が言った、そのとおりでございます。令和6年度中には開通いたします。そのほか、令和9年と言いましたのは、歩道を整備するのに土地をまだ買収していないみたいで、土地を買収したりいろいろするのに、やはりもうしばらくかかると思いますが、車使用するには何ら問題なく開通できると思っております。

2点目、イベント広場を利用して、一時は元気市とか月1回確かにやっておりました。やはり、今後も商工会さんと利用しながら、相談しながら、やっていきたいと思っております。そしてまた、大変うれしいことを言っていただきました。吉田富三博士の確かに生誕地でございます。あそこに本当に少し、石をこう建てておりますが、やはり今後、企画商工課と相談しながらやはり動画を作ったり、様々なこれはPRをしていきたいと思っております。ありがとうございました。

あとは4点目、自転車置場、これ環境整備のため、これは自転車置場やらせていただきたいと思います。できれば、担当課と相談して、お金が都合つけば、早急にやらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、答弁させていただきます。

3点目、4点目なんですけれども、おさらいの意味で水郡線なんです、名称ですが、水郡線活性化対策協

議会と言います、水郡線活性化対策協議会。こちらにつきましては、構成メンバーは水郡線の福島県側の沿線自治体なんです、11市町村です。北は郡山から、南は矢祭まで11市町村。それと、今年度なんです、今までは11市町村だけで構成していたんですが、今年度から県も入りました。12団体で構成しております。こちらで、さきに昨年度で言いますと、令和4年度には茨城県は茨城県で活性化の対策協議会、やはり沿線市町でつくっています。そちらを参考に、福島県側も今回ワーキンググループと言いまして、担当の職員、各自治体の担当の職員が若手職員が集まりまして、いろいろ考案をしております。過日、こちらの発表会あったんですが、たまたま2月14日だったものですから、うちの全員協議会で私は行けなかったんですが、担当は行って話を聞いて手元に資料がございます。今後、いろいろ展開していく考えを持って予定しています。

それと、4点目の自転車置場の件ですが、先ほど町長答弁したとおりです。今後、老朽化しておりますので、庁舎前の自転車置場もそうなんですけれども、こちらを参考にしながらよく検討したいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 分かりました。

県道磐城浅川停車場線は、6年度中に歩道の整備とかは残るけれども、車両の通行は可能になるということで、それは分かりました。

それから、駅前の活性化に向けての答弁もございました。それで、先ほどから7番議員、6番議員もこの水郡線の問題について質問されております。そういった中で、本当に町長言うように、1つの町に2つの駅があるというこの重要な水郡線、これはなくすわけにはいかないと思います。今、JRではいろいろの赤字路線やら何やらということで、もう、こう発表して、そういう形でやっておりますが、これやっぱり地元としては、絶対存続させるんだというその意気込みでやっていただきたいと思います。それで、今、総務課長から答弁ありましたように、その組織、協議会と、福島県の県を含めた12市町村の活性化協議会と、それからこおりやま広域圏で始まったワーキンですか、それでワーキンググループをつくって若手役場職員も参加して、いろんな展開しているということで分かりました。

いろいろ、このこおりやま広域圏の中でも、今まであんまり、JRが発表していなかった、その無人駅の乗降者数、それから時間帯別の乗降者数というものを、この分析をするんだということで、JRが発表するその1区間、大子から塙までとかそういうのじゃなくて、ポイントポイントごとのその利用状況を分析していくんだということで、非常にこれはいいワーキンググループの考えだと思いますんで、こういったものもどんどん積極的に参加しながら、水郡線存続と浅川駅前の活性化のために頑張っていただきたいと思います。

それから、自転車置場については、建て直すについて前向きに検討されるという答弁で分かりました。今後とも、そういった点で活性化に向けてやっていただきたいと思います。再度、町長この辺についてお考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 水郡線は、廃止することは絶対に止めなくてはなりません。私が元気なうちは、絶対止めることはありませんので、ぜひ期待しててください。それと、本当になくなれば高校生が困ります。その高校生の親御さんが、さらに困ります。ですから、皆様と共に水郡線を少しでも利用して活性化するように、

今後ともよろしくお願いを申し上げます。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ここで、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順7、5番、木田治喜君、（1）ふるさと納税の町実態についての質問を許します。

5番、木田治喜君。

〔5番 木田治喜君起立〕

○5番（木田治喜君） ふるさと納税町実態についてお伺いします。

2008年5月よりふるさと納税の制度が開始されました。2023年10月2日に、個人的にですが、私にとっては衝撃的な記事が福島民報に掲載されました。ふるさと納税福島県内11市町村赤字との文字です。寄附額と控除額が年度をまたがるために、同列で認識しづらい内容であることも一因です。制度を通じて、交流人口や関係人口につながる仕組みを考える段階であると同時に、町としても財政難で厳しい状況下で、赤字額の増加を防ぐ工夫が必要との思いと、単なる国の主導制度ではなく、町にとっても少子高齢化対策に向けての大変重要な制度と思い伺います。今さらながらの質問となりますが、よろしくお願いいいたします。

1点目、そもそもふるさと納税の法的根拠、税法ですね。それをお伺いします。

2点目に、当町の税収において主力を占める給与所得者に有効な、ワンストップ特例制度についてお伺いします。

3点目に、町の2018年以降、ふるさと納税の寄附額と翌年の控除額及びその差の推移についてお伺いします。

4点目に、ふるさと納税における納税者及び自治体のメリット、デメリット、複数あるかと思いますが、主なところで結構ですのでお伺いいたします。

5点目、寄附金額による歳入増のための町の方策についてお伺いします。よろしくお願います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 木田議員さん、これ答弁かなり長くなりますので、申し訳ないですけども、ちょっと本当に、できればメモしていただければ。私、こんな初めて、このような長い答弁をさせていただくのは初めてです。お答えいたします。

1点目につきましては、ふるさと納税による寄附金に対する税金の控除の根拠法令としましては、地方税法第37条の2、同法第314条の7及び所得税法第78条となっております。

2点目につきましては、ワンストップ特例制度は確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、ふるさと納税の納付先が5か所までの人に限り、寄附をした年の翌年の1月10日までにワンストップ特例制度の申請書を寄附した全ての自治体へ提出することにより、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除

を受けられる仕組みとなっております。

3点目につきましては、寄附を受けた年度と翌年度の町民税の控除額とで比較させていただきますが、平成30年度の寄附額が210万7,000円、翌年度の控除額が147万831円、寄附額と控除額の差が63万6,169円のプラス。令和元年度の寄附額が131万3,000円、翌年度の控除額が153万5,052円、寄附額と控除額の差が22万2,052円のマイナス。令和2年度の寄附額が197万6,000円、翌年度の控除額が190万3,382円、寄附額と控除額の差が7万2,618円のプラス。令和3年度の寄附額が238万8,000円、翌年度の控除額が275万4,671円、寄附額と控除額の差が36万6,671円のマイナス。令和4年度の寄附額が220万8,000円、翌年度の控除額が388万5,367円、寄附額と控除額の差が167万7,367円のマイナス。平成30年度から令和4年度の合計としましては、寄附額が999万2,000円、翌年度の控除額が1,154万9,303円、寄附額と控除額の差が155万7,303円のマイナスとなっております。

なお、令和5年度の寄附額は、2月末現在で312万4,000円となっており、前年度と比較しますと91万6,000円の増となっております。

4点目につきましては、寄附者のメリットとしましては、1つ目は控除額の限度額はありますが、寄附した額のうち2,000円を超える額の全額が税金から控除され、さらに寄附先の自治体からお礼として、寄附額に応じた返礼品が送られてくること。2つ目は、寄附する自治体や使い道を選べるため、自分と直接関係がなくても応援したい自治体に寄附をすることができることなどであると考えております。

自治体のメリットとしましては、1つ目は、ふるさと納税で寄附を集めることができれば、人口が少なく税収の確保が難しい自治体でも財源の確保につながる。2つ目は、ふるさと納税の返礼品は、地場産品であることが条件であるため、寄附が増えれば地元業者の売上げが増となり、地元経済の活性化につながる。3つ目は、返礼品などがきっかけとなり、寄附した人にその地域に興味を持っていただけるなどの、自治体のPRにつながるなどであると考えております。

寄附者のデメリットとしましては、1つ目は、税金の控除には確定申告やワンストップ特例制度の申請が必要となり、手間がかかること。2つ目は、返礼品が送られてくることを考えれば大きなデメリットではありませんが、寄附した額のうち2,000円を超える額が税金から控除されるため、寄附額に関係なく自己負担の2,000円が発生することなどであると考えております。

自治体のデメリットとしましては、ふるさと納税で寄附を集めることができなければ税収が減少してしまうことなどであると考えております。

5点目につきましては、本町では令和4年度末に返礼品の見直しを行い、令和5年度にふるさと納税サイトの追加を行いました。今後も、返礼品の数とふるさと納税サイトの数を増やしていきたいと考えております。また、移住相談会や物販等のイベントの際にもPRしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 1点目、2点目についてはそのとおりということでお伺いいたしました。

それで、特に法的根拠等々は、後でちょっと質問のところとも関係してきますので、特にワンストップ特例制度は給与所得者のふるさと納税をより簡単に行えることということで、逆に自治体のリスクに直結したとい

う部分もあろうかと思えます。今、メリットデメリットお伺いしたんですが、それにも直結するんだらうなというふうに思っています。

ふるさと納税、そもそも、皆さんのご承知のとおり、多くの人が地方に生まれ、医療や教育等で様々な住民サービスを受けながら育てられています。当町でも先ほど来から、午前中の質問等々の中にも出てきました給食費や、それから通学費の補助等、サービス向上を図っておられることも十分に承知しているところなんです。少子高齢化対策として、今後ますますサービス向上されると思われまして、またしなければならぬということで、先ほど町長さんのほうの決意のほうもお聞きしました。

それで、年齢とともに進学や就職を機に生活の場を都会に移し、そこで納税を行っているのが現状です。結果として、結果としてなんですが、都会の自治体は税収を得ますが、自分が生まれ育ったふるさとの自治体には税収が入りません。納税者本人にもじくじたる思いがあるんだらうなというふうに推察いたします。そのような環境の中で、今は都会に住んでいるが、自分を育ててくれたふるさとに自分の意思で、幾らかでも納税制度があればという思いの中で、これは古い話になるんですが、西川元福井県知事や、それから田中元長野県知事等の行動が国レベルまで押し上げたということで、安倍政権下で、第1次安倍政権下ですけれども、当時の菅総務相がふるさと納税の生みの親というふうに呼ばれています。

ただ、これにもいろいろ問題がありまして、いろんなことで今弊害も出ているのも事実かと思えます。いろんな経緯とともにふるさと納税というのは成り立っているんですが、大きな問題点は、ここ、先ほども新聞紙上のことをちょっとご紹介いたしました、その寄附額の格差、これが非常に大きくなってきています。

それで、冒頭にも申し上げましたとおり、福島県内、22年度、先ほど町長さんのほうから推移のほうで数字はお伺いしました。これは新聞紙でも載っていますけれども、23年度の住民税の控除額、いわゆる流出額になるんですが、その差額は郡山で3億7,282万円を筆頭に、会津、相馬、西郷、矢吹、富岡、大熊、中島、塙、平田、そして我が町浅川がマイナスの自治体ということで載っておりました。59市町村のうち約2割ですから11市町村が赤字だということなんです。これは、町長をはじめ皆さん方関係部署の方が一生懸命やられた結果なんです、その努力はありますので、それだけを承知するところがあるんですが、大変、町としては残念な結果になったなというふうに思っています。

それで、先ほど、速報値で推移を伺いました。その23年の受入額、速報値もここで質問しようと思ったんですが、前もって町長さんのほうから答弁ありましたので、そちらのほうは割愛しますが、23年が312万4,000円の速報値になっているということで、今度6月に住民税等々が確定したときに、まずその出ていった部分がどのぐらいになるのかなというところをちょっと注目したいなというふうに思っています。

それで、赤字の11市町村は地方交付税等の交付自治体であれば国よりの補填があるというふうに聞き及んでいます。何%ぐらい補填されるのか、これをちょっとお伺いしたいなというふうに思っています。

それから、その新聞紙上に出たときに、多分、町としても建設的なコメントされていると思うんですが、これは町の施政としては大変重要な事柄だということなので、そのコメントをどのようなコメントを発信したか、そちらのほうもちょっとお伺いしたいなというふうに思っています。23年10月1日より新たな基準が設けられ、適用されて、事務手続に要する経費などを算入した上で、経費総額を給付額の5割以下とするというようなことで、だんだん返礼品等も、今までも、始まった当初は自由にすごい高価なものまで返礼品として扱っていた

ものが、だんだん制約がなされていると思います。22年度の県市町の平均経費率、これも出ていまして45.3%ということがありますので、ルールがかなり厳しい状況になっているんだらうなと思いつながらも、先ほどの何%の補填と、それから新聞紙上等にコメントを公表していると思うんですが、そちらのほうをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点、2点、3点とも担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） では、まず1点目の交付税算入率についてご説明いたします。ワンストップ等で減額になった部分の75%が交付税として算入されております。

続きまして、2点目の新聞に対するコメントについてですけれども、そちらについては、今後も赤字が膨らむおそれがあるとして対応を検討するというコメントさせていただきました。その理由といたしましては、ふるさと納税は全国的に件数、金額ともに年々増加しております。本町でも、町民税の控除額が年々増加しておりまして、さらに伸び率も非常に大きくなっておりますので、現在の寄附額では赤字が膨らむことが想定されるため、このような回答をいたしました。

今後の対応といたしましては、ふるさと納税の返礼品やサイト数を増やす、そういったことで収入のほうを増やしていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

補填率というのは75%、25%は持ち出しになってしまうんですが、一番重要なのはその後の、今後どうするんだというようなことだと思いますし、その危機感も持っていらっしゃるということが十分よく分かりました。それで、それらを合わせて、全、これはもう町ぐるみでということになるかと思いつしますので、ぜひとも、今説明のあったとおり、年々増加していますというとともに、全国的に浸透してきている中身でもありますので、ぜひとも全町を挙げて行っていただきたいというふうに思っています。

それで、4点目のふるさと納税制度、一番先の質問の中に、納税者や自治体のメリット、デメリットをお伺いしました。そのとおりだということだと思いつんですが、多々ある中でも顕著に現れているデメリット、これは制度発足時から言われていることなんですが、住民がほかの自治体に寄附してしまうリスクがあります。これが非常に大きいんだらうなというふうに、それが今の結果、いわゆる赤字額のほうに直結しているということだと思いつんですが、今、町にまさにその兆候が出ているということだと思いつます。

もともと、皆さんもご存じだと思いつんですが、いろいろな3つの大きな意義があるというふうに言われています。第1に、納税者が寄附を選択する制度であり、選択するからこそ使われ方を考えるきっかけとなる制度。いろんな使途指定できますので、そういった意味で税に対する意識向上と、その税の大切さといいますかね。今は何か、国レベルでは逆行したものの話し方になっていますけれども、非常に税というのは大事なんだよというようなところが、その意識ができるんだらうなと、再認識であらうというふうに思われます。

それから第2に、冒頭にも話しましたが、生まれ育つたふるさとに、お世話になった地域に、これか

ら応援したい地域も含めて、能登地震等ありましたので、そういった応援したいんだというようなところの地域にも力になれる制度であるということで、これは自然を守ったり環境を守ったりする支援になるのだろうなというふうに思っています。

第3に、自治体が国民に取組をアピールする、いわゆる町としてどんな姿勢なんだということをおアピールするのが大きな意義の中にあるということで、納税者と自治体がお互いを高める新しい関係を築いて、自治体は納税者の志といいますか、用途を含めてですけれども、どういったものに使うんだというようなことでこの施策の向上に寄与できるというようなことで、この3つが意義として挙げられています。

それで、少子高齢化等で逼迫している財政に対して、地方創生が大前提であるふるさと納税なんですが、利率が増えれば制度そのものが本末転倒の結果になるということだと思います。このような状況下で、町民にとってうれしい話題が新聞紙上に文字が躍りました。これは先ほど、私、冒頭に流出額が増えたという記事を見てちょっとがっかりした部分があったんですが、新しい話題が新聞紙上に躍りました。吉田富三記念館への1億円の寄附ということで、若干、これはふるさと納税とは離れてしまうんですが、そこで、これ本当に老婆心ながらなんですが、心配事として、税法上、それで先ほど冒頭に寄附額の税法の話を見せてもらったんですが、寄附額に対しての課税、これはされるのでしょうか。

一般財団法人浅川町吉田富三顕彰会は、完全な非営利団体ではないというふうに私は認識していたものから、もしかしたら税が取られるのかなというふうに思っているんですが、これ、分かる範囲で、通告もしていませんし、このふるさと納税とはまた別のところにありますので、本当に恐縮なんですけれども、もし分かるのであればその範囲でちょっとお答えいただければなというふうに思っています。

それで、ふるさと納税は、納税時期と控除時期、先ほども言いましたとおり、税額は納税時期に不明です。ということは、例えばサラリーマンの方が納税しようと思ったときにはある程度の目安がありますよね。その目安があると思うんですが、その目安、納税額の目安というものがどんなふうになっているか、こちらのほうもちょっとお聞きしたいなということで、その例としては300万の年収のある方、それから500万円の年収のある方、この2種類に絞って結構ですので、そちらのほう教えていただければと思います。

それから、本当にこれは愚問に近いんですが、例えば、自分の住んでいる町にふるさと納税した場合の返礼品って受け取れるんですかねということがちょっと疑問であるんですが、そちらのほうの3点ほどお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 木田議員に申し上げます。その吉田富三記念館の寄附に関しては、こっちにも通告もないので……大丈夫ですか。

○町長（江田文男君） じゃ、2点目、もう一度お願いいたします。すみません。

○5番（木田治喜君） 2点目ですか。分かりました。

例えばサラリーマンの方が、今年ふるさと納税します、どこか、石川町でもどこでもいいんですが、能登の石川県のほうにも送りますといったときに、給与所得で税をどれだけ送ったらいいかという目安があると思うんですよ。そちらのほう、ちょっと教えていただきたいなという……。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） それでは1点目の吉田富三顕彰会に対する寄附について回答させていただきます。

吉田富三顕彰会に1億円の寄附がございまして、それに対する取扱いでございますけれども、吉田富三顕彰会のほうに確認したところ、税務署のほうに相談しまして、非課税となるような手続を取ったということでお聞きしております。

次に、2点目のふるさと納税の限度額についてでございます。ふるさと納税の限度額につきましては、収入額や扶養等の所得控除によりまして変わってきますけれども、総務省で示しております全額控除されるふるさと納税額の目安といたしまして、独身または共働きの方を例に取りますと、給与収入が300万円の方だと2万8,000円、給与収入が400万円の方ですと4万2,000円、給与収入が500万の方ですと6万1,000円、給与収入が600万の方ですと7万7,000円となっております。

次に3点目、自分の町に寄附をした場合なんですけれども、こちら、浅川町在住の方が浅川町に寄附した場合には、返礼品はお送りしないということでの取扱いになります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。急に吉田富三の話お出ししまして申し訳なかったんですが、ただ、大変うれしい話だったものですから、それでまた税金を取られるようであれば、自主的な、寄附した方にとっても不本意であろうということで、そういった意味からちょっと確認させてもらったんです。

ただ、もし、私の認識が例えば非課税に今回させてもらったとすれば、これ余分な話になるんですが、以前は完全非営利団体ではないということになりますので、今までどうだったんだろうと。消費税も含めてですね。この確認も必要かと思えます。完全な非営利団体になるためには、2つの項目定款に入れなきゃならないということがありますので、多分、今度の、税務署に相談して、多分定款を直したんだと思えます。でないときけませんので。多分直したんだと思えますが、その中に、多分非営利団体として、いわゆる利益分を配分しないとか、もろもろの2点の項目を追加したんだと思えます。

ただ、そうすると、以前はどうだったのかということになりますので、昨日の予算の説明のときにも社会福祉事業のほうの消費税の件がありました。非課税だと思ったものが、いや実際は払うんですよというふうなことがあったものですから、それらも含めて、ぜひ、これも含めてなんですが、顕彰会のほうは理事長、町長でするので、それも含めてちょっと見直し、ほかのところも見直しされたほうが私はいいんじゃないかなというふうに思っていますので、その辺の区分をさせていただいたほうがいいと思えます。これは、私本当に、うれしいことの話なので取上げさせてもらったということ、ちょっとご承知願いたいなというふうに思っています。

2点目は、いわゆる300万から600万の例を挙げさせていただきました。ありがとうございます。それで返礼品は受け取れないということになっています。それで、ここからがちょっといろんなことでお話しさせていただきたいんですが、新聞紙上によれば、ふるさと納税をめぐる、県内市町村からは地域の産品や特徴を広く発信する利点を重視する意見がある一方なんですけど、税金の奪い合い、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、いわゆる奪い合いをしていると、いわゆる返礼品を含めて、そちらのほうのあれを使いながらちょっと

税金の奪い合いをしているという危惧もあるということで、地方自治総合研究所というところがありまして、今井元福島大学教授のことも言っていることが本当に正しいんだろうというふうに思うんですが、ふるさと納税制度は地域で地道によいものをつくってきた人たちにスポットが当たり、住民を含めて地域に誇りを感じる効果がある一方、自治体は制度を通じた縁を交流人口や関係人口につなげる仕組みを考える段階に来ているんだと。ふるさと納税を使って、例えば税収を上げるにとどまらず、もう先ほど来の、午前中の審議にもちょっと出てきましたけれども、関係人口だとか交流人口を増やすのにもつなげていく必要があるんだろうというふうにお話しされています。これそのとおりだと思うんですが、今は税収上げることに躍起になっている自治体もあるんですけども、そういうことじゃなくて、それを通じての関わりを持っていただいてというようなことに今はなっているんだろうなというふうに思っています。

それで、当町において、浅川町もそうなんですが、ふるさと納税制度を通して町をアピールすることにより、浅川町の存在を全国に届けるとともに、ストップ過疎化への起爆剤にしてほしいというふうに私は思っています。ですから、新たな段階にもう来ているのではないかなというところなんですけど、そうはいつでも、制度のど真ん中にあるのは返礼品です。

いろいろと制約の中で、いろいろと活動しているということは、最初の回答のとおり、町長さんから回答いただいたとおりで、いろんな産品、返礼品についてもご努力されているということは重々承知しているんですが、それで、返礼品についてもちょっと、何点かお伺いしたいと思うんですが、返礼品として、当町も令和6年度浅川町産米、漢方資材、今般、愛称が決まったという優味米、そちらのほう60キロとジネンジョ1キロで13万円ですね。それから、木製椅子の大人用だと9万円だとか、もろもろラインアップされています。サイトを見るとずらっと出てきます。いろんな開発もされているんだなということで敬意を表するところなんですけど、そこで質問なんですけれども、返礼品を受領した納税者は課税されるんでしょうかね。これをちょっとお伺いしたいと、これがアピールポイントになるのかなと思うんですが、課税されるんでしょうかということで、もし分かるのであれば。

それから、寄附金の用途ですね。町はどんな用途に、これとこれとに使いますよというふうなことで、多分募集する際に使い勝手自由なものだとか、それからこれは何々に使ってください、これは何々に使ってくださいというのがあろうかと思えます。吉田富三記念館は、何か子供たちのためにということをお伺いしました。非常にいいことだなというふうに思うんですが、ふるさと納税についても、そういった項目があろうかと思うんですが、町の項目、それらをちょっとお教え願いたいなというふうに思っています。よろしく願います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 吉田富三記念館にいろいろ気を遣っていただきありがとうございます。本当に、これ、課税されると物すごい金額になりますので、税務署とか様々な人と、関係者とお話をさせていただいて、いい方向に持っていきっておりますので、本当にありがとうございます。今後とも、吉田富三記念館に関してはいろいろとご指導をお願いいたします。

あと1点、2点目は担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） それでは1点目の、納税して返礼品をもらった方が課税されるのかどうかとい

うところですが、こちらについては課税されないものと理解しております。

続きまして、2点目のふるさと納税の使い道ですが、5つありまして、1点目が教育環境の充実事業、2点目が次世代の育成支援事業、3点目が自然環境の保全事業、4点目が伝統文化の振興事業、5点目が町長が必要と認める事業となっております。

寄附いただいたものは、一旦基金に積立てしまして、その用途に合わせて基金から取り崩して使用することになっております。今回、6年度予算で基金から1,000万円崩しまして、中学校建設のほうに充当しております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

多分、私が今までのあれでふるさと納税、最初に聞いた税法、所得税法含めての中にあっただけで考えると、課税されます。これは課税されます。多分、一時所得なので、返礼品というのは、多分、副町長さんご存じだと思うんですが、一時所得になります。ですから、50万以上になると課税されます。これは全ての一時所得みんなそうです。控除額50万のほかは課税されるということで、これちょっと調べてみてください。

それ非常に重要なことで、課税されないというふうにアピールするほうが勝手はいいんです。確かに課税はされないんですが、中には、今度の吉田富三の寄附じゃないですけども、非常に税金、高額納税されている方にとっては1,000万、2,000万送る方もいらっしゃるでしょう。そうすると、戻ってきた返礼品が例えば500万だったり1,000万だったりすれば、これは完全課税になりますので、その辺はちょっとお調べ願いたいなというふうに思っています。

それから、寄附の用途について、これもお伺いしました。非常にいいことで、大体のことが網羅されているなというふうに思っていますし、多分、浅川町としては一番いいのは、5番目の町長が必要と認める事業、これが一番使いやすいんだろうなと思いますから、ある程度区分されちゃうとなかなかそこに対応したものというのは事業は難しくなっちゃいますので、これは5番目のほうがいいんだろうなというふうに思って、例えば町だと、今までどこが一番多かったかというのを、もし分かるのであれば参考までにお聞きしたいなと。多分、5番が一番多いんじゃないかなというふうに思いますけれども、そちらのほう、例えば今回みたいに教育だとか、そういうようなものに自然環境だとか、そういったことでいろいろ用途別になっているところで、多分、5番目の町長の事業でいいですよと、お任せですよというようなことが多いんだろうと思いますが、それちょっと、分かれば教えていただきたいなと思います。

それで、ふるさと納税制度も年々変化しながら実施されてきた制度なんですが、ワンストップ特例制度で先ほど来から出ましたように、先ほど課長からも回答があったとおり、非常にワンストップ特例から増えています。これらも増えていると思うんですが、町も非常に創意工夫を凝らして日々努力していることは十二分に承知しているところなんですが、財政逼迫の折、ふるさと納税額は間違いなしに町活性化に役立ちます。これは間違いのないところなんで、ぜひとも、返礼品等についても、私言っていることと逆のようになってしまうのは大変申し訳ないんですが、特産品の開発だとか、それからコラボ商品だとか、四季折々を定期便で送るだとか、こういった選択肢の多様性、こちらのほうもぜひお願いしたいなというふうに思っています。

これで、本当は白糠町の北海道のことをちょっとお知らせしようかなと思ったんですが、ここは非常に多いということですので額になっています。これも、個々に努力はしているんですけども、非常に大きい金額、前回の言うとうと76億実質。これ人口7,000人の町です。浅川町よりちょっと一回り大きいぐらいの町です。それでも70億何がしのお金を実質利益として上がっているというふうなこともありますので、ぜひとも努力次第によってはそんな形になれるんでないかなと思いますので、ぜひ階段を一歩一歩上がっていただきたいなというふうに思っています。

それで、企業版ふるさと納税も今増加しています。これについて、内容についてはまた別の機会にちょっとお話しさせていただきたいなと思うんですが、いずれにしても町民にメリットがあるということで、ぜひとも関係部署にて、町のためにるる努力されているのは十分に理解いたしました。今後は行程表を作成の上、制度を最大限に生かして進めていただきたいなというふうに思っています。時間ちょっと長くなりましたので、何かちょっと大分はしょっていますけれども、最後にふるさと納税制度を大局的に、どのような活用をしていくんだというようなことで町長さんの見解をいただいて終わりたいと思いますし、ぜひ、これは単なる制度ではなくて、いわゆる町民になるための制度なんだという、主導的に国の主導じゃなくて町の主導というふうに考えてもらってやっていただければなというふうに思いますので、最後に町長さんの見解をお伺いして終わります。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず1点目、これ手直し、手直しというか課税、私もされると思っておりますので、そこはちょっと課税されると思います。課長がちょっと勘違いしているかもしれませんので、そこだけ訂正させていただきます。

あと、町長が必要とするというその5番目、これはまさしくそのとおりでございます。私は、電話とかメールを全ての方に差し上げているから、これは分かっております。本当に今、町長が必要とするというのが物すごく多くなっております。それとまた、毎月毎月ふるさと納税が多くなっているのも実感しております。

あと、本当にこのふるさと納税、日本全国に増加しておりますから、本町においても、その収入を増やして町民に少しでも還元したいと思っております。

あと答弁漏れがあれば課長に答弁させていただきます。

○5番（木田治喜君） ないです、ないです。ありがとうございます。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）地域おこし協力隊及び県人事交流職員派遣についての質問を許します。

5番、木田治喜君。

〔5番 木田治喜君起立〕

○5番（木田治喜君） ちょっと1問目長くなってしまったので、2番目はちょっとスピードアップしていきたいと思うんですが。ただ、これは先ほど来から、午前中の審議にも出てきました。非常に重要、人を育てるといことは重要な案件だというふうな考えを持ってちょっと質問したいなというふうに思っていますし、地域おこし協力隊の話も何点か出てきました。それも含めてお尋ねしたいなというふうに思っています。

各市町村で働き口が減少しているほか、耕作放棄地の増大や公共施設、住宅の老朽化、空き家の増加だけでなく害獣や病虫害等といった諸問題が発生しています。これは浅川町も同じだと思います。

それからまた、商店やスーパーの閉鎖、公共交通の利便性の低下が進み、地域住民の生活水準の維持ができなくなっている地域も少なくありません。よく民間企業では、企業の成長は人の成長により成り立っていると言われる。有名な話ですけれども、一つ紹介したいんですが、松下電器産業、現在のパナソニックですけれども、一代で築き上げた日本屈指の経営者であるところの松下幸之助、経営の神様とも言われていますが、あるとき、インタビューに答えてこのようなことを言っています。松下電器は人をつくることです。併せて電気部品を作っています、電気器具を作っていますというような答えがありました。これは、いかに活用的に人材を育てられるか、企業の命運を担っていると思われま。

行政についても同様です。人を育てるという意味合いでも、即戦力の地域おこし協力隊、県との人事交流はまさに理にかなった事業だと私は思っています。なおかつ、地域おこし協力隊では斬新な考え方に伴う町活性化とともに、結果として定住・定着を図るということです。地方分権の進展に伴い、新たなパートナーシップ構築との趣旨で発足した県職員と市町村職員の人事交流について、人材育成との観点から2事業についてお伺いします。

まず1点目なんですが、町が地域おこし協力隊を活用する目的及び国からの支援内容について、概要をちょっとお伺いします。

2点目に、今回着任した隊員への町の具体的なミッション及び隊員へのガイダンスについてお伺いします。

3点目に、地域おこし協力隊の活動内容や活動成果等はどのような場で町民に周知させるかお伺いします。

4点目が、うつくしま、ふくしま相互人事交流の概要及び成果についてお伺いします。

5点目に、県との人事交流でも費用は当然かかります。その中で県から受け入れた人員に対しての費用、県に派遣した人員に対しての町の持ち出し費用含めて、それぞれの県、町、支出全費用を令和5年実績及び令和6年の概算をお伺いします。よろしくお伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、本町の町民の多くは、浅川の花火を長年にわたり伝承・継続している町を、花火の里あさかわとして誇りに感じておりますが、本町においても少子高齢化が進んでおり、また、若者が都会に流出する状況にあるため、花火の里あさかわの伝統・歴史・文化を継承しつつ、地域のにぎわいづくりや本町への移住者を増加させることを目的に、浅川町地域おこし協力隊を募集しております。

国からの支援といたしましては、隊員への給料、活動旅費、事務的経費、研修等の地域おこし協力隊の活動に要する経費として1人当たり上限480万円、地域おこし協力隊の募集に要する経費として1団体上限300万円等の特別交付税の措置がございます。

2点目につきましては、現在活動している隊員は、花火の里あさかわPR推進隊員として採用しております。今回のミッションとしましては、四季の花火の企画運営、町の資源を活用した新規イベント企画やお土産・特産品の開発、SNS等による情報発信、その他PR推進につながる活動などとなっております。

ガイダンスにつきましては、採用時に今回のミッション、協力隊の立場、活動等の報告、守秘義務等について説明するとともに、総務省主催の初任者研修の動画を視聴していただきました。

また、毎週、週報を提出していただき、随時打合せ等を実施し活動をサポートしております。

3点目につきましては、既にSNS等により活動内容を情報発信しておりますが、そのほかにも定期的に広報紙やホームページ等で活動内容を周知していきたいと考えております。

4点目につきましては、県と市町村の相互理解と連携強化及び職員の資質向上を図ることを目的に、県職員と市町村職員を相互に人事交流するもので、令和4年度より町から1名を2年間県へ派遣しており、県からも1名が同じく2年間町へ派遣されております。

なお、成果につきましては、町職員は現在、農林水産部農産物流通課に配属されており、県産の農林水産物をPRする業務を担当しており、CM制作や消費者の分析調査などで培った知識やノウハウは今後の町のPRや活性化に生かせるものと考えております。

また、企画商工課に配属となっている県職員につきましては、町の振興計画やデジタル事業及び地域づくり等の業務に従事しており、その高い能力と幅広い見識を十分に発揮し、大いに活躍いただいているところであります。

5点目につきましては、令和5年度の実績として、町負担額が約916万円、県負担額が約677万円を見込んでおります。

なお、令和6年度につきましては、相互人事交流は行わないこととしております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。よく分かりましたということなのですが、1点目についての、活用目的、支援内容については理解いたしました。ただ、隊員の募集、受入れに際して特別交付税の措置が取られると、先ほど答弁でもあったんですが、その中で地域おこし協力隊の募集等に要する費用、1団体300万との回答がありました。これは、この1団体300万の財政措置、こちらのほうの町実績をちょっとお伺いしたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

それから、地域おこし協力隊の隊員本人のメリットはもちろんありますが、受入れ側の地域や地方自治体にも当然大きなメリットがあります。任期中、冒頭でも言いましたけれども、派遣地域外の斬新な視点を持ちながら、様々な地域協力活動を行うことにより、地域の活性化に貢献してくれるということとともに、任期終了後においても定住していただき、町発展のために、行政関係、農林業、地域づくり・まちづくり支援業などの地域に根差した業務に従事する方が多いというふうに聞き及びます。

当然、浅川町もそうだと思うんですが、現状の全国で地域おこし協力隊は、令和4年度の取組団体数1,116団体、6,447名が在職しています。令和8年度までに、国は1万人にするという目標を立ててはいますが、この中で、男女比別だとか世代別だとかいろいろあるんですが、これは別としても、若い人には若さによる活動域が広いと思いますが、今回の浅川町の隊員については、文字どおり即戦力としての期待がかかっているんだろうなというふうに思いますし、民間で培った視野で町を見ていただいて、地域おこしをするかしないかの項目に、先ほどもちょっとお伺いしたんですが、自治体側の明確なビジョンがなければ駄目ですよというようなことが言われていると思います。

そういった意味で、2点目の具体的ミッションということでお伺いしました。自治体側にビジョンがないと、単に事務作業をさせるだけで終わってしまうんですというふうなことがよく言われています。また、動機づけ、

いわゆるモチベーションだと思うんですが、や目的をはっきりしたものにさせていただきたいというふうに要望します。

また、ガイダンスについても、先ほど町長さんから答弁がありました。行政に携わるのは初めてということで、行政特有の予算執行の仕方、それからスケジュール管理、それから消耗品の購入方法だとか、それから起案書、復命書の書き方だとか、事務処理を円滑に実施できるような研修の場を設けて、ぜひ丁寧な説明をお願いしたいなというふうに思っています。先ほど、いろんな研修もやられているというふうに聞きましたので、それで安心しているところであるんですが、ぜひ研修というのは、人を育てる場合に9割方そこで決まるというふうに言われていますので、ぜひ研修で、いわゆる先ほど言いました動機づけ、いわゆるモチベーションの持ち方というようなものを、ぜひとも地域隊員の方には持っていただきたいなというふうに思っています。

それで、3点目に、自治体のどういうふうな周知の仕方するんですかという回答の中に、いわゆる広報だとか、それからSNSでやるというようなことも回答いただきました。ある地域では、広報を定例的に、もう毎月の中に地域おこし協力隊の隊員の報告というのを、欄を設けて、必ずそこに1か月間やったことの報告をしたり、こんなところ行ってきました、こんなところ見ってきましたというようなことを広報の中でやっているところもあります。この近くにもあります。多分、古殿町がそうだったかなというふうに思っていますが、ああいうところでもあります。

ぜひとも町民の方に、こういう方が活動しているんだということを周知させるためにも、何回も何回も出してやれば、たまたま見なかった人がたまたま見るというようなこともあろうかと思しますので、ぜひ、その辺もよろしく願いますし、SNSのほうは私もちょっと確認させてもらっています。見ました。非常に広範囲にわたってあちらこちらと行っているのがよく分かりますので、これは活動されているんだということが分かりますので、ぜひともそういった広報を含めたSNSのほうを含めた形で、町民の方にぜひ周知していただきたいなというふうに思っています。

それから、それには町側と、いわゆる上司であるところの企画商工課長だと思うんですが、そちらのほうと綿密な打合せをしていただいてやっていただきたいということなんですが、改めてって大変恐縮なんですけれども、地域おこし協力隊の導入効果を隊員、地域、町、こちらの視点でちょっと分かれば、町としてはこういうメリットがあるし、それから本人にとってはこうだし、それから地域にとってもこういうことがいいんだよと。先ほど、隊員とか町のあれには何点か出てきていますが、地域ですね。地域にとってもこんなことが効果として現れるんだよなんていうことがあれば、ちょっと教えていただきたいなというふうに思っています。よろしく願います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 木田議員、1つ目で1団体300万、そのほかなんですか。何か言ったでしょう、1番の1番、最初の1番。1団体三百万何とかと言って、その……。

○5番（木田治喜君） ちょっと待ってください。

○町長（江田文男君） 一番最初のやつ、今ちょっと、職員もちょっと分かんないもので、申し訳ないです。

○5番（木田治喜君） あれ、募集です。募集等に携わるので30万とお答えしましたよね、町長さんが。財政措置があるんだと。その実績は使っていますかという意味で質問しました。

いわゆる、報酬で480万、活動費で含めてですよ、それと財政措置で、募集に関する要項で300万、財政措置があるというふうに町長さんお答えしましたので、町としては実績あるんですかということをお尋ねしました。

○町長（江田文男君） すみません。それで、私からは、地域おこし協力隊、これ町民に活動報告を広報等で周知をしたいと思っております。やはり、せっかく今年からふるさと、協力隊員が来ましたから、やはり少しでも町民のために役に立てばいいなと思っておりますので、いろんな周知したいと思っております。

そのほかは担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） まず初めに、地域おこし協力隊の募集に関する交付税措置、その町での使い道ですけれども、4年度までにつきましては、募集を町ホームページのみで行っていたため、支出の実績はございません。令和5年度につきましては、地域おこし協力隊の活動経費としまして、地域おこし協力隊の人件費やその他活動経費、それと、地域おこし協力隊の募集に要した経費としまして、協力隊募集の相談会の負担金、それからその相談会に出席した協力隊と町職員の旅費が対象となります。

なお、金額につきましては、今年度まだ途中ですので、確定はしておりませんが、今年度からは使い始めたというようなところでございます。

次に、地域おこし協力隊を採用しての効果、そちらにつきましては、地域につきましては、地域のにぎわいづくりができるというところで、にぎわいが出るというところで、町にとっては最終的には移住者の増につながるというところが一番の目的であると考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

そうですね、先ほどの、まず導入効果というところで、地域にとってはどうなんですかねというところなんですが、これ一番大きななのというのは、やっぱり今まで住んでいた方に対しての刺激だと思うんですね。いわゆる、本当に都会で暮らしていた方がこの田舎に戻ってきてというか来て、その意見だとか何かというのは非常に大事なことで、斬新な視点で物事を見てもらえるというふうに思っていますので、これは地域にとってもいわゆる、すごく刺激になるんだろうなというふうに思っています。

それで、1つ残念なんですけど、募集に関する国の財政措置300万、今まで使っていなかったという回答ありました。令和5年度については少なからず、少しずつこう使っていくというような形だと思うんですが、これ相当前からやられていますので、ほとんど使用されていないという回答なんですけど、確かに石川郡内の5町村も、募集に際しての選考等に係る交通費等はほぼ同じなんです。右倣え右で、ほとんどどこも使っていません。

ただ、私思うんですが、都市から、いわゆる東京、関東近辺からこちらに来るときの2次選考のときに、私も募集要項ちょっと見させていただいたんですが、旅費を出さないというふうに書いてあります。なぜ出さないんでしょうということなんです。往復で東京行って、1泊するにしてもしないにしても1万5,000円から2万、3万とかかりますよね。なぜこういった募集要項で、300万まで使っているんですよと国が言っているにもかかわらず、なぜ使わないんでしょうというのが、これ、ほかの石川町でも玉川でも平田でも古殿でも同じです。なぜ使わないんだろうというふうに私思っています。ぜひ、その辺のことも検討していただきたいな

というふうに思っています。

それから、お試し地域協力隊です。これはちょっと、先ほど町長さんのあれからは出なかったんですが、100万円だとか、それからインターン100万円、試しにやるだとか、それから、地域おこし協力インターン100万円とか、いろいろな財政措置がされています。この辺を十分に活用していただいて、他町村、いわゆる石川管内でもほかの4町村とは違うんだというところを差別化をして、事業の成果を図っていただきたいなというふうに思っています。

私、一般質問のときに必ず制度そのものというのを説明求めます。これは本当に、こちらのほうを見ると駄目だというふうになっています。これ確かにそうなんです。財政そのもの、制度そのものを質問するのは駄目だというふうになっているんですが、今お話しのとおり、いろんな意味で財政措置もあるんだけど、なかなか使われているところと使われていないところ、もろもろあるうかと思うんです。ぜひ、思い返し機会でもあるということで、私は一般質問のほうには必ず最初に制度を聞いています。

今後については制度を聞くのをやめますけれども、ただ、そういった意味で、もう一度担当の方が制度そのものを見直していただけるいい機会になるんじゃないかと。隅々まで見ていただいて、こんなのはこの町で使っていなかったんだなど、でもこういった財政措置されるんだなど。だったらもっと幅を広げることができるんだなどというようなことが、ぜひとも皆さん担当の方、お忙しい中でやっているんで、ぜひ効率的にその辺のことが思い返されるということで、私、制度そのものを質問させていただいています。今後については気をつけますけれども、そういった意味合いで制度についても質問させていただきました。

それで、まだまだ運用、自由度、この協力隊の制度、非常に自由度が高いです。何でもありませんよ、結局は。何やってもいいんだということで、そのやっているかやっていないかの差が今の日本全国の各市町、自治体の差になって出てきていると。それは地の利もあります。特産物がいっぱいあるところはそれなりに成り立っているところは、それはふるさと納税も同じです。こういった意味では、協力制度は本当に自由度が高いので、ふるさと納税と同じようにどんどん使っていただければなというふうに思っています。運用の余地や改善の余地はまだあるというふうに思っています。

それで、4点目につきましてもよく理解できました。特に県と町の連携強化及び職員の資質の向上が主たる目的ということでご回答がありました。派遣期間が2年ということで、令和4年度派遣は令和6年3月満了で、これ先ほども回答いただきましたが、これ、改めてそれでよろしいかどうか確認させていただきます。

また、町派遣の2年間の総括的成果、評価は実施されると思うんですが、その基となる2年間の任期中に報告等、いわゆる復命書などはどのくらいの間隔で提出されたのか、これちょっとお聞きしたいというふうに思っています。

それで、町、上司、これ総務管轄ということだと思うんですが、町上司との人事評価という意味での面接等は、この2年間の中に何回ぐらい行われた、それで、向こうにもちょっとこういうところが困っているんだとかいろいろあるうかと思しますので、その辺の面接はどのようなふうになっているか、ちょっとお伺いしたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 何年かあると思いますが、担当課より答弁させていただきますが、財政措置の件、旅費

を出すとか様々なことは、今後さらに検討させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、4点目、5点目、人事交流関係について答弁させていただきます。

浅川町からは、令和4年度、令和5年度ということで、今月をもちまして満了となります。職員なんですけど、県のほうから月1で報告書が上がってきております。

ただ、私も1年間いて思ったんですが、直接本人と会っての面談はしておりませんでした。そのようなルールとなっております。

失礼しました。答弁訂正いたします。報告なんですけど、月1でなくて四半期ごとでした。県から報告いただいております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 分かりました。ということは、今度の令和6年3月で、今度の令和4年からの派遣は満了ということの確認をしました。それから、復命書については年4回、四半期ごとということなんで年4回でよろしいんだと思うんですが、この面談をしていなかったということがちょっとあれかなと思うんですね。町にしても何にしても、どういった内容でどういったことがなされているのかということで、ぜひともこの辺はしていったほしかったなというふうに思っています。どうしても国や県、市町村の役割分担、ある意味不明確なところがあるんですが、国が全国を取組で要項と、それから市町村で役割を定め、地方主義的の上意下達の手法が主であるために、こういったもので各市町村でやらなきゃならなくなっているケースがあるかというふうに思っています。

それで、1つ、併せて、先ほど、一番先の回答で、来年度、次年度はないんだというふうな回答、町長さんのほうからいただきましたが、じゃ、今後どうするんだというふうな構想をちょっとお伺いしたいなというふうに思っています。

それから、先ほど復命書についても話がありまして、成果を評価する場合必至だというふうに思っています。効果については町の行政運営の円滑化や効率化、さらには人材育成はもちろんですが、町に派遣されている県職員による、より町職員にない新たな視点や手法をもたらす、業務の効率化や職員の意識改革、能力向上につなげていくんだろうというふうに思っていますし、そういった意味では地域おこし協力隊と通じるものがあるんじゃないかなというふうに思っています。

5点目の費用なんですけど、かなりかかっているなというふうな意味合いでもあります。人でやってるのは費用対効果というのはなかなか難しいんですけども、いわゆる900何がしかかかっているという部分も含めれば、そういったものをぜひ事業を推進していただきたいと、別な意味でもということをお思います。

冒頭にも言いましたが、人を育てることが町を活性化させるんだということで、最終的には町長の言うところ、全ては町民のためという結果になると思います。ぜひとも、議会もまた人ですので、先ほど来からもちょっと話出しましたが、議会も個々にスキルアップしてレベル向上を目指すということはもちろんなんですけど、具体的に行政施策をつかさどる職員の皆さん方も、ぜひとも効率かつ民主的な遂行をできなければ住民サービスの提供ができないということをもう一度考えていただいて、やっていただきたいなというふうに思っています。

す。

残念ながら次年度はもともとあった1年間の研修制度になるんだろうと思うんですが、県も町も即戦力と考えているがために、お互いのニーズが合わなかったということで使い勝手のいい研修制度に変えるのかなというふうに思っています。この辺は先ほど質問しましたので、町長さんの回答を待つんですが、構造としてはどうあるのかということですね。

それで、重ねてになります。人事交流の将来像、これでぱったり切れるわけじゃないんでしょうから、人事交流の将来像を大局的な見地から、町長さんと、それから副町長さんにも、それは県に派遣しているということもありますので、どういったことがこれから町として人事交流をやることによって、それぞれの皆さん方が、職員の皆さんのスキルが上がっていくかということを、ちょっと、見識をお伺いできればなというふうに思っています。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 相互人事交流は今回は行わないように決めました。来年度も恐らくそういう方向でいこうかなと思っております。

それで、実務研修のほうをちょっとやっていきたいなと思っております。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

ちょっと町長答弁と重なる部分もあるかもしれませんが、改めてちょっと、整理も含めまして、来年度のまづ方向性でございますけれども、町長答弁にあったとおり、人事交流につきましては、一旦来年度は行わないというような方針しております。その代わりに、木田議員ご指摘のとおり、人材育成、これは非常に重要な課題ですので、一方通行になりますけれども、1年間の県への実務研修というふうな形で、1名職員を派遣したいというふうに思っております。

これは派遣先が、県の市町村総室というところになりまして、いわゆる本当に、市町村行政または市町村財政の非常に基本的な業務を取り扱っているところになります。さらに、各市町村のほうから同じように実務研修生というふうな形で、大体例年10名ぐらい、同じ部屋で仕事をするというふうな環境もございまして、これはこれで、また違う意味で派遣された職員のいい刺激になるのではないかとこのように考えまして、町長、総務課長等と協議をしながら、来年はそういう形を考えております。

人事交流につきましても、今後一切行わないということではありませんで、これはこれでまた目的なり効果というところが違いますので、今後、人員体制、職員の採用の状況とか退職の状況なんかを見ながら、そこは引き続き選択肢として外すわけではなく、今後、機会があればまたそこは対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございました。

人事交流については、一旦ここで今年度でやめるんだけれども、将来についてはちょっと、また復活する場合もあるということだというふうに認識しました。非常に、人材育成は、今、副町長さんからお答えのとおり、

非常に大事なことで、特に、毎日の業務が同じようなことでマンネリ化する歯止めと、せき止めるという意味合いでも、人事交流というのはある程度の刺激を与えたり、何かもう一度やるぞという気持ちになろうかというふうに思いますので、実務研修は実務研修でその意義はあるんだろうとは思いますが、全く人事交流についてはその効果、目的効果が違うんだろうというふうに思っていますので、ぜひとも人事交流を、私はすごくいい制度だなと思っているんです。

ただし、それはいい制度なんだけれども、運用することの詳細をきちっと決めた上でやらないと何の効果も得ず、おまえ2年間行ってきたねという話だけで終わっちゃうということになろうかと思しますので、必ずそういう場合には上司の評価を受けて、四半期なら四半期でいいので、前後期でも構わないので、必ずそこで面接等々をしていただいて、その復命書を、出張届を上げるときには来てもらって、それを一点一点確認しながら、今どういうことになってどういうふうに行っているんだと、どういう目的があってやっているんだというようなところをぜひとも聞いてあげるといことで、それを今度水平展開すると。

こんなことをやっているんだ、県ではというようなことで、それを水平展開することも、これも一つ、費用対効果としてはあるべき姿なのかなというふうに私は思いますので、地域おこしについても、それから県の人事交流についても、人を育てるという意味では同じことなので、町が育てられるか人が育てられるかということの違いだと思いますので、今中身についてはいろいろ、るるお伺いしましたので、ぜひともやっていただきたいというふうに思って、私の質問は終わります。ありがとうございます。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順8、9番、会田哲男君、（1）町道中里仁公儀線及び中里松野入線の拡幅についての質問を許します。

9番、会田哲男君。

〔9番 会田哲男君起立〕

○9番（会田哲男君） それでは質問させていただきます。

中里仁公儀線の広域農道起点に当たる中里屯所前から大草風口前は、鮫川方面からの通勤等により自動車の交通量が増加している状況があります。

また、近年はいわき方面からのタンクローリー等の大型車の通行量も増えている状況にあり、棚倉方面と中里、山白石方面との擦れ違い時には止まって通過を待たなければならない状況にあり、事故の発生しやすい状況にあります。農作業の繁忙期はより危険な状況にもあります。

また、中里松野入線はさらに狭く、民家のすぐ前の箇所も狭いところがあります。車の出入り、普通車同士の擦れ違いもできず、接触回避のため脇に寄せ、車の通過を待つところが多い状況にあります。また、松野入橋から荻ノ沢橋の間は特に細いカーブで、山際のため、冬場の凍結がひどく、長く解けない状況で危険であります。拡幅改良工事が必要と考えております。

この2路線は、事故防止、危険回避、交通の便利のためにも、拡幅改良工事を計画的に実施すべきと思うが、これに対する取組について、町の認識を伺いたいと思います。お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

中里仁公儀線の起点である中里屯所前から大草字風口前の県道までの区間については、センターラインのな

い区間で、舗装幅が6メートル程度であり、広域農道や中里仁公儀線の県道から棚倉方面では、センターラインのある2車線の道路となっております。

中里松野入線については、車道幅員で4メートルはあるものの、3つある橋梁も幅員が狭く、円滑に車両の交差ができないなどの支障も見受けられます。

また、冬期間は日陰部では凍結しやすく、除雪や融雪剤散布をして管理しているところであります。

どちらの路線も、地域住民等にとって大変重要な路線であります。拡幅などの改良工事を行うためには関係地権者をはじめとする地域住民の協力が必要不可欠であります。行政区からの要望を含め、地域の盛り上がりなども確認しながら、現在、改良の計画がある路線の次の候補路線として、優先順位などを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） そうですね、今、町長がおっしゃったように、中里仁公儀線は、入り口は、あの屯所前は広いですね、6メートル以上あります。ただ、奥のほうに入っていくにつれて狭くなってくると。5メートルあるかないかですね。2車線にするには5.5メートルあるいは6メートルの幅が必要と思います。そうなの、今から町長の認識、職員も皆さん認識していると思うんですが、あそこは本当に交通量、いわき方面からあるいは板橋方面からも多くなっています。棚倉の通勤等に使っている方が多くなって、昔とは全然交通量が違うんですね。そうした中、できれば、次の方法としたいと、事業が終わった時点で今いろいろやっていますね。山白石のほうもやっていますし、あと染もやっていますんで、あと歩道とかも町内はやっていますよね。その面から、めどがついたら早急な形で、最低片側2メートル75、両方で5メートル、2車線で5メートル50プラス歩道、そういうふうな形で、ぜひ振興計画のほうに。今度、第6次振興計画つくりますよね。その中にぜひこの2路線載せて、計画として上げていただいて、年次的に取組の方向を持っていただきたいと、心より要望いたしたいと思います。

また、松野入から荻ノ沢に行くところ、広いところ4メートルはあります。これも4メートルというと本当に1級町道としてはなかなか狭くて使い勝手の悪い1級町道であります。荻ノ沢の場所のほうに行くところ3メートルくらいしかないんですね。今、町長がおっしゃっていたように日陰で雪が解けない、あの部分が3メートルほどしかありません。荻ノ沢の上のほうまでは鮫川分は村道ですが、広がってきています。橋の問題ありますが、その点も鮫川分の道路との幅、あるいは松野入の幅、その辺のことを考えて、ぜひ優先順位をつけて、中里あるいは松野入の順位をつけて振興計画に載つけて取組の方向でぜひ、計画願いたいと思います。

また、中里仁公儀線については、今から十七、八年前になるんですか、地権者の同意を取った経緯があるんですね。ただ、そのときには実行されませんでした。工事はされませんでした。中里地区からは多分行政区の要望としても出ていたと思います。ですから、地権者の同意も十何年前に取った経緯がございますので、またそういうような同意等はそれほど難しくなく取れるんじゃないかと思っております。ただ、松野入については、区の要望も出ていない状況だと思っております。

ただ、松野入につきましては、沿線に住んでいる方々の若い方も含めてですけれども、道路が狭くて困った、危ないというような意見が私のところに寄せられております。ぜひ、町のほうにここを広げるように言ってく

れないかというふうな要望もございました。そういうふうな面から、今回このような形で一般質問をさせていただいたんですが、松野入は行政区から今出ていない状況でございますが、中里は区からも要望出ている状況にあるかと思えます。

また、地権者も今申し上げたように、前に同意を取った経緯がございますので、取り組みやすいのかなと思っておりますので、ぜひ、町として、まだ1級町道でありますので、そうした観点からも中里仁公儀線を第一に、次いで松野入、その拡幅工事。特に、本当に今農作業が始まると、あそこで本当に人身事故でも起きるような感じがあるんですよね。ですから、ぜひ計画として、振興計画を見直し、今度やるわけですので、その中に載らせていただいて、ぜひ取組の方向で町として対応願えればと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 18年前に地権者の同意を取ってやるところまでいったのに、なぜ中止になったんでしょうかね。やればよかったんですよ。そうすると今頃言われなかったんですけども、その中止の理由を聞きたいと思えます。

あと、松野入荻ノ沢の1級町道、これは間違いなく狭いです。そして、冬は凍ります。そして、雪がなかなか解けません。私はこれも何度か行って確認しておりますので。

今後、本当に地権者の盛り上がり、そしてまた行政区からの要望等を含めて、今後検討課題にさせていただきたいと思えます。前向きにいきますのでよろしく願いいたします。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） 今、町長から、検討課題、前向きにいきますという答弁でございました。ぜひ、その気持ちで、早めに取り組んでいけるような計画をお願いしたいと思って質問を終わります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）県道塙泉崎線大草風口前の事故防止対策についての質問を許します。

9番、会田哲男君。

〔9番 会田哲男君起立〕

○9番（会田哲男君） この件につきましては、町でも確認していると思うんですが、塙泉崎線の風口前の十字路の赤点滅信号が撤去されました。これ2月14日に撤去されましたね。そういうふうな面から、今回この質問をさせていただきました。県道塙泉崎線と町道中里仁公儀線の交差点の風口前点滅信号と山白石湯ノ下の点滅信号は、危険箇所の事故防止の観点から当時設置されたものと考えていますが、いつの間にか撤去されていきました。14日ですね、風口前は。山白石はもっと前に撤去されたんですけども。この撤去に伴う町の事故防止対策について伺いたいと思えます。

1つとして、2か所撤去された理由は何か。特に、風口前十字路は仁公儀方面からの右左折は、左側の山の法面により見通しが非常に悪く、重大な事故も発生している状況があります。点滅信号機撤去によりさらに事故が増えることが予想されると思っております。事故予防防止のためには、県による法面除去が必要であり、前にもこれ私一般質問したんですが、町としてもさらに強く要望していただきたいと思っております。

3つ目としまして、併せて、ドライバーに交差点の注意喚起のための、町道、県道に、視覚に訴えるための点滅する、最低でも中里の屯所前の十字路につけていたような、ああいうふうなプリンカーライトと、看板設

置による十字路の存在をドライバーに知らせる措置が必要だと思いますが、この3つについてお伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、石川警察署に確認したところ、多くの老朽化した信号機が更新時期になっており、その際に一灯式の点滅信号機については撤去する方針となっており、撤去時には、同様の交通規制である一時停止の標識を設置するとの回答でありました。

2点目につきましては、見通し改善のため、法面の切土を道路管理者に要望しておりましたが、道路管理者としては、法面の草木伐採で見通しの改善を図り様子を見たいとの回答でありました。町としても様子を見ながら、再度要望してまいります。

3点目につきましては、まず、山白石字湯ノ下地内については、信号機撤去の方針を伺っておりましたので、撤去時期に間に合うように、プリンカーフラッシュライトというソーラー式の赤色点滅ライトを設置しました。また、大草字風口前地内については、1月下旬に今後、信号機が撤去されるとの情報を確認後、速やかに赤色点滅ライトの設置工事を発注いたしました。

なお、県道についても同様の点滅ライトの設置を要望してまいります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） そうですね、山白石につきましては、撤去後すぐに、町のほうで町道側にこういうふうなやつつきました。1つのほうにはついたんですが。あと、風口前にも、撤去後すぐに、町の対応として事故防止のために、今言ったライト、フラッシュライト、これをつけていた経過がございます。

町も本当に、風口前は14日に撤去したんですが、そのすぐ後に、町として町道側に対応していただいた状況がございます。これは本当に、間を置かないでやっていただいたことはありがたいと思っておりますが、私はあれは、あくまでも仮的なものであると捉えております。もっと正式な形の、最低でも中里の屯所前につけたやつ、あれと似たようなもの、2つの信号が交互にやるような形、あれをつけていただければなど、最低でも思っております。

また、湯ノ下も風口前もそうですけれども、県道側、県道には路面表示しました。その撤去後すぐに、2時間くらいのうちですかね。この先交差点注意というふうな路面標示がされております。しかしながら、ドライバー、ないよりはいいというやつで、実際のところはやはり目に、視覚に訴えるプリンカーライト的なもの、今言ったように老朽化でもって撤去して、県の方針で撤去するというのであれば、町からずっとつけてくれよと言っても、これは多分無理な話なんで、あとは県と町の、その取った後の県と町の安全対策が必要だと思います。重要だと思っております。その面から、町は一時的にあれ、今のフラッシュライト、やっていただいたんですが、それよりももっと目につく二灯式の、プリンカーライト的なものをつけていただきたいと。

それと、県のほうにも、やっぱり県道側にも看板あるいは黄色のプリンカーライト、町道側は赤、県道側は黄色というふうな形の、県での対応も、町の対応も当然ですが、県の対応もぜひ強く要望していただきたいと。危険防止のために。というのは、町長も職員の方もみんな知っていると思うんですが、湯ノ下ではまだ大きな事故は起きていませんが、風口前ではドクターヘリで運ばれるような事故もございます。自転車がやられたと

いうふうなことも起きておりますので、本当に大草の方も含めて、あと中里の年寄りも含めて、本当に風口前は本当に危ない。何で撤去してしまうんだというような意見が大部分です。ぜひそれ強く言ってくださいという要望もございました。危険防止の手当てですね。これやっていきたいという要望が強くありました。

また、ちょっと、話がそれてしまいますが、大草の風口前の撤去については、私ども、中里集会所で交通安全教室というのをやったんですね。年寄りを十二、三人集めて、石川警察署と浅川駐在所が来て説明あったんですが、横断歩道の渡り方とか、そんなことから始まったんです。最後に、山白石の湯ノ下と風口前の点滅信号を撤去するという話がありました。いやいや、これは困っちゃったなというような、皆さん、話でした。びっくりしました。そして、その次の14日には大草が撤去されました。その後に路面表示、県のほうでやりました。町は今言ったように、仮設だとは思いますが、点滅フラッシュライト、設置された状況にございます。

あれ、急場は、町道側はしのげるかと思えます。ただ、あのフラッシュライト、やはり光の反射具合とかで見づらいですね。目に入らない面もあります。本当にあそこは危ないところであり、町も認識していると思うんですが、県も認識しているはずですよ。ですからあそこに点滅信号つけたんですから。それを老朽化とはいえ、故障もしていないやつを、壊れていないものを外したわけにございますので、安全性を考えれば、事故回避という形を考えれば、目に、視覚に訴える一灯式のやつがあれば一番いいんですが、それが無理であれば、ぜひ、一灯式以上に注意を喚起するような、町、県の対応を、対策を重ねてお願いしたいと思うんですが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） なお、風口前、大草に関しては、再度、石川の土木事務所のほうにお話をさせていただきます。

それで、やはり点滅の信号機を撤去したというのは、やはり県の、最初から強い撤去の気持ちがあったから撤去したと思うんです。それはもう、昨年からもう予告はしてあったと思うんです、撤去しますよということ。それで、やはり町としても、撤去するなと再三言っておりましたが、県のほうで撤去してしまいました。撤去したからには、やはり町としましても、県に、そのブリンカーフラッシュライトあるいは路面の表示してくれとか、二灯式のフラッシュライトつけてくれとか、様々に今後要望してまいります。

そしてまた、私も現場にもう一度行って、県の職員がもし、土木事務所と一緒にしてくれるのなら、議員さんも一緒に行って、やはりそういうお話をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） 今、町長の話分かりました。ぜひ、警察もあるいは公安局も含めて、再度私も含めて要望させていただきたいと思えますので、ぜひその機会をつくっていただければありがたいと思えます。

ただ、もう一つ、今、前もって周知あったという話あったんですが、これ回覧板回りました。これ撤去後に回ったやつであって、その前には撤去するも何もなかったんですよ、県のほうでは。町のほうにはあったと思うんですが、地元にはありませんでした。撤去してからこういうふうな回覧板が回った状況です。これはちょっと対応が悪いと思うんですよ。これは県のほうですけれども。そういうふうなことも含めて、ぜひ、あそこに1つの点滅信号をつけた意味を考えていただければ、撤去すべきでないとは私は考えておりますが、撤去さ

れてしまいましたので、ぜひ、より以上の安全対策、撤去される前以上の安全対策を重ねてお願い申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） そうですね。やはり、1人より2人、2人より3人のほうがいいと思いますから、本当に9番議員も、議員という立場で、やはり石川土木事務所にも苦情を言うなり、様々なことは言ったほうがいいと思います。

私は、常日頃、県とか、本当に強く要望はしているつもりでありますので、本当に、今後とも地域を守るためには、先頭に立って頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） ここで、2時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時45分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順9、8番、上野信直君、（1）マイナ保険証の強制に反対し現行の健康保険証の存続を国に求めよの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 政府は今年の12月に現行の健康保険証を原則廃止し、マイナ保険証を強制しようとしています。しかし、マイナ保険証はトラブルが相次ぎ、危機感を募らせた医療関係者や地方から延期や中止を求める声が上がっています。今年1月26日の福島民報は、「マイナ保険証に地方異論、本県などの110議会が意見書、漏えい懸念、延期求める声」の見出しで大きく取り上げております。また、2月には、国家公務員の利用率が僅か4.36%にとどまっているということも報じられました。

そこで、以前にもお尋ねしましたが、改めて伺いたいと思います。

1点目として、町長は国にマイナ保険証の取得を強制せず、現行の健康保険証の存続を求めるべきではないでしょうか。認識を伺いたいと思います。

2点目です。

町は、短期保険証を活用して国保税の滞納者と納税相談の機会を設け、国保税の収納率を高めてきました。有効期間が5年間のマイナ保険証ではそれができなくなって、国保税の滞納が増えるのではないかという懸念がどうしても拭えません。認識を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、マイナ保険証をめぐるのは、廃止の延期や撤回を求める意見が数多くあることは事

実でございます。国においては、本年12月2日で保険証の廃止を決定し、マイナ保険証を取得していない方には、資格確認書の交付を実施するところでございます。しかしながら、マイナンバーカードは、本人の申請に基づいて交付されることが原則であります。現行の保険証の存続の意見もございまして、マイナ保険証のトラブルによる混乱をなくし、確実に保険診療が受けられるためにも、国が責任を持って国民の不安をなくし、理解を得る取組が必要であると考えております。私も県の国保連合会の理事になっておりますので、特にマイナンバーカード取得の強制という流れにはならないよう、国に対して要望していきたいと思っております。

2点目につきましては、短期保険証がなくなることで、納税交渉の機会の減少につながる懸念はございますが、個別の督促、催告など、一定のルールに基づいた滞納整理を行うほか、滞納にならないうちに納付を促す啓発を行い、滞納を増やさないよう努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） まず、1点目は、以前お尋ねをしたときと同じ答えかなというふうには思っております。確かに、政府のほうでそういう混乱が起きないように万全の措置を取るとというのが、これは必要なことだというふうに思うんですけども、ただ、それでもこれまで様々な問題が生じてきて、国民の中には不信感があるわけですよ。それがこうした地方議会の意見書なり、医療関係者からの意見となって表れているわけでありまして。そのことを踏まえれば、国にしっかりやってくれよと言うのと併せて、やはり保険証の廃止は延期してほしいというふうに言うべきではないですか。国にしっかりやってくれと言う一方で、12月2日から保険証廃止してもやむを得ないよ、いいですよ、こういう姿勢はおかしいと思うんです、私は。その点について、再度伺いたいというふうに思います。

それから、保険証に代わって資格確認書というものが発行されると。これはたしか、2年間の有効期間だったと思うんですけども、それでマイナ保険証とこの資格確認書の違いってあるんですよね。自己負担の支払額に差が生じるというふうに私はあるもので読んだ記憶があるんですけども、この点についてもどうなのかちょっと確認をしたいと思っておりますので、その点についてもお答えをいただきたいと思っております。

それから、2点目ですが、国保税の滞納者には個別に催促をしたり何だりして、納付を促す取組をしたいと、こういうふうなお答えでありました。ただ、その個別に促したり何だりは今までずっとやってきて、それでも納付のない方については、短期の保険証、有効期間が例えば3か月の保険証を発行して、3か月後にはいやが応でも役場に来て納税相談しなければならないと。ある意味、そういう強制的な措置を取ってきたわけでしょう。それで、国保税の収納率が上がったという面はあるんですよ。それが、その強制がなくなってしまって、あくまでも滞納者の任意のその考え、これで払ってもらう、こういうふうになったら、やはりどうしてもこの滞納というのは増えていくんじゃないかというふうに私は思うんですね。短期保険証に代わる強力な納税を促すような措置って何かあるんですか、考えているんですか。あれば伺いたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、最後の話ですが、その滞納の今のところ措置はございません。本当にこれは前も言ったかもしれませんが、これ町としても、本当にこのマイナカードのトラブルなどは、本当に私も何と申しますか、しっくりこないというか、本当にこの国の強制的なやり方に対しては、怒りを感じる場所もございま

す。今までは、本当に8番議員が言ったとおりに、国保の収納率が上がってきたのも間違いございません。本当に今後、こういうことになれば、収納率が下がるのではないかなど危惧しております。私としても、本当にこれも前回もお話したかもしれませんが、これもう県だけでは駄目だと思っているんです、私は。昨年は、本当に国のほうに行って、間違いなくお話をし、とにかくトラブルのないように、あるいは延期をするようにと申し述べたのも間違いございません。そしてまた、8番議員の知り合いの国会議員の方にもこれはお願いをしているのも間違いございません。

ですから、今後、じゃ、町長どうするんだということになれば、やはり国に頼むしかございませんので、今のところは本当にいい答えが出ませんが、今後いろいろな方に相談をしながら検討していきたいと思っております。本当にいい答弁になっていないかもしれませんが、申し訳ないと思っております。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） まず、1点目ですけれども、そうすると基本的には国のほうできちんとやってほしいと。マイナ保険証でもトラブルがないようにきちんとやってほしいという思いはある一方で、期限を切って、今年の12月2日に健康保険証をなくしてしまうと、こういうことにはやっぱり抵抗を感じるという思いだということでもありますか。であれば、機会があったらばそういうことを国のほうにきちんと言っていただきたいなというふうに思うんですけれども、その点も伺います。

それから、2点目なのですが、これは以前、この同じ質問をしたときに、副町長がお答えになりました。そういう問題があるんだなというふうな認識を持っていたというふうに思うんですけれども、これ県のほうで、もしこの点について議論になっていけば、どういう状況なのかお聞かせいただければと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 先ほど、マイナンバーカードのトラブルはお話をしました。今後、令和6年度にも必ず国会のほうに2回から3回は行く予定でありますので、必ず参議院議員、衆議院議員のほうに回って、このお話は伝えたいと思います。

○議長（水野秀一君） 副町長、小池大介君。

○副町長（小池大介君） 2点目の短期保険証の関連でございます。

12月議会だったと思いますが、上野議員からご質問いただいたところです。

その後、担当課と通じて、県のほうにも取扱いであるとか、何か情報があるのかどうか、ちょっと再三確認はしてもらっているんですけれども、あまりちょっと新しい情報というか、明確な回答を得られていないというところが現状でございます。

ただ、国の資料などを見ますと、短期保険証を廃止して、それに代わるものとして特別療養費の支給という言い方をしているんですが、いわゆる償還払いに変更すると。そういったものを変更する旨を、その事前通知という仕組みを取り入れたいというような資料が提出されているところは確認をしました。ただ、これが実際、現場レベルでどういう運用になってくるのか、あとシステム的なところも含めて、どういう形でやっていくのかというその詳細のところまでは分かっておりません。12月議会の段階からあまりちょっと情報としては進展をしていないというところが、正直、現状でございます。ただ、上野議員から再三言われているとおり、滞納の関係、納税の関係でも非常に重要な問題だと思っておりますので、そこは引き続き担当課とも情報収集、そ

これを努めていくよう私からも指示をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） ありがとうございます。

1点目は分かりました。

2点目なんですけれども、マイナ保険証は基本的に5年間有効だということで発行されております。被保険者が国保税を滞納したときに、じゃ、それにストップをかけられるかといったらば、これはシステムの改修とか何だ、いろいろごちゃごちゃやってこれ大変な作業になって、普通の保険証のほうがまだまだましだという話になってくるんじゃないかと思うんですね。償還払いにするといったって、5年間有効な保険証を渡しておいて、そして途中で滞納が発生したから、じゃ、償還払いのマイナ保険証に交換しますよという話になるんですかね。そういうのはとてもむちゃな、無理な話だと思うので、やはりこの国保税の滞納というのは大きな問題になってくるんじゃないかというふうに思います。

国保税が滞納になれば、ほかの国保の加入者の皆さんがその分負担しなくちゃならないと。こういう国保税が重くなると。収納率、今、92%ぐらいでしたっけか。計算していると思うんですけれども、これを収納率90%ぐらいで計算しなくちゃならないというふうになったら、皆さんの国保税が今よりもずっと高くなっていくと。こういうことになるわけですから、これ本当に大きな問題だというふうに思いますので、ぜひ今後の議論も注視していただきたいと思うんですけれども、基本的には現行の健康保険証を存続するように国に求めていただきたいなというふうに思うんですけれども、再度、町長の考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 収納率下がらないように、担当課といろいろ今後相談をしていきます。それで、やはり最終的には、私1人でなくて皆さんでやはりこの声を上げていかなければならないと思っております。やはり、皆さんも、これ私、反問権ありませんので、やはり8番議員さんも知り合いの国会議員おります。やはり、強く言っていただければ、私も本当に心強いと思っておりますので、ぜひ皆さんで共に声を上げていただきたいと思います。とにかく、今年、再度頑張ってみますので、よろしく願いいたします。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）住環境の悪化を招いている空き家問題への対応を伺うの質問を許します。

8番、上野信直君。

[8番 上野信直君起立]

○8番（上野信直君） 町内でも空き家が増え続け、住環境の悪化が問題となっております。具体的には、倒壊や建物の一部の落下、火災などによる周辺への危険の増加、景観の悪化、地域の草刈りや側溝清掃などでの迷惑など、様々な問題を生んでいます。これに対する町の対応、対策を伺いたいと思います。特に、空き家バンクの対象にならないような老朽化した空き家への対応をどうしていくのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

空き家バンクの対象とならないような老朽化した空き家への対応については、放置し続ければ景観を損ね、周辺環境が悪化し、建築部材が飛散、落下するなどし、最終的には倒壊の危険もあり、放置できない問題であります。

これまで、老朽空き家対策については、事後対応として飛散物の回収や飛散防止措置、所有者への連絡などを行ってまいりました。建築部材が飛散、落下するような老朽空き家は、空き家となってから相当の年月が経過しており、事後対応する場合には、所有者を探して連絡を取るまでもにも相当時間がかかる場合があります。また、所有者が見つからなく、連絡が取れないケースもあります。建築物の適正管理については、広報紙への掲載、固定資産税納税通知に同封しての通知、戸別訪問などを行ってまいりました。

今後は、老朽空き家とならないよう令和6年度予算において、空き家等実態調査業務委託費を計上しており、空き家の実態把握に努め、事前に所有者の特定や連絡先を調査する考えであります。その後、空き家等対策計画の作成も予定しております。また、同様に空き家対策関連事業補助金を計上しており、空き家が老朽化に至らないよう利活用を中心とした空き家の改修、除却、調査等の補助事業の実施を予定しており、老朽空き家が増加しないよう対策を取りつつ、引き続き老朽化した空き家の対策も進めてまいります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 基本は分かりました。

平成31年でしたっけ、浅川町空き家対策推進条例というのをつくりましたよね。それまでは、空き家というのは個人所有のもので、町が関与することはできないんだということでした。でも、この条例ができたおかげで、町としてはいろいろ勧告したり何だり、代執行までできると。こういうような規定ができたわけで、もし万が一、空き家によって第三者がけがをするなんていう事故が発生した場合には、所有者の責任はもちろん問われるでしょうけれども、これを放置した町も併せて責任を問われるということにもなると思います。やれることをやらなかったということなんですね。そういう立場にあるので、従来の町の姿勢とはちょっと変えて、自分の問題としてこの問題は取り組むべきだというふうに思います。

それで、現在、所有者が明確に分かっていながら、この空き家対策推進条例で定める特定空家、本当に危険な不適切な、そのまま置くと不適切な状態の空き家というのは、幾つも見られますよ、ありますよね。その下通ったらおっかないような空き家ってたくさんあります。これに対して、町は空き家対策審議会というのを設置をして、その意見を聞けるというのをこの条例の第8条で掲げています。それで、この空き家対策審議会って設置されているのか、されていれば審議会の活動状況、これについて1つ伺いたい。

それから、もう一つ、全く視点が違うんですけども、老朽住宅の除去については、助成金を出して、それを取り壊す手助けをすると、そういう自治体も全国的にはかなりあります。こういうこの助成について、町としては検討されたことはあるのかどうかも、併せて伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点、2点目は担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） それでは、お答えいたします。

町の空き家条例に基づく空き家の審議会でございます。こちらのほうは、審議会を設置するというようなことになってございますが、これまで審議会を開催した実績はございません。

それから、老朽住宅の解体、除却等の補助金の検討の件でございますが、他町村の状況の調査などは行ったことはございます。今後、必要な補助金になってくるものだと思っております。また、再利用をするということが前提ですけれども、令和6年度予算においては、除却のほうの補助金も該当になるような制度は考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） これ審議会を置くことに条例上はなっているのではないかと思うんですが、置かなくてもいいんですか。あと、開催したことはないという答弁でしたけれども、審議会の審議委員というのは決まっているんですか。その点を伺いたと思います。これはやっぱり、この条例をつくったために、町の立場というのは極めて微妙になったんですね。町も責任を連帯して負うというようなことにもなりかねないので、こういう審議会を置いたり何だりして、いろいろと常日頃から考えておきなさいと、こういうことだというふうに思うんですけれども、まず1点目としてその審議会の委員が選ばれているのか、審議会が設置されているのか伺いたい。

それから、2番目の助成については、これは私も、今、住宅の取壊して物すごいお金かかるんですね。すぐに何百万というお金になってしまうので、これに対する助成といたら町にとっては大きな負担だなというふうには思うんですけれども、これは調べたことはあるんですね。ただ、今のところ財政的にこれは無理だと、こういう判断だというふうに理解してよろしいですか。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） お答えいたします。

空き家対策審議会のほうでございますけれども、町長答弁にもありましたとおり、今後、空き家等の対策計画、こちらを作成する予定でございます。まず初めに、空き家の実態調査を行った後に空き家対策の計画、これが必要だろうということで、当然ながらそういった計画を立てて、それに基づいて行っていくということでございまして、そのところから審議会のほうで策定に関することということで、審議会の意見を聞きながらということで進めるような予定となっております。

それから、老朽住宅の解体の助成金につきましては、他町村でどれぐらいやっているのかというような状況は調べておりまして、確かにかなりの助成件数にはなるだろうということで、財政負担も大きなものになると思います。補助率とかにもよるとは思いますが、そういった中でまずは令和6年度予算の中で、再利用ということ限定ではありますけれども、解体の補助ということで、少しずつ始めていくというようなことで考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 今までのお話聞いていると、空き家の再利用というのをメインにして、これから進めるんだというふうな話だというふうに思うんですが、せっぱ詰まっているのは老朽空き家、まさに通行人に危険

を及ぼしかねないような、そういう老朽した空き家が幾つもあると。この現状は早急に対処しないと、今後、計画つくってやっていきたいと思いますことでは、これは済まないんじゃないかというふうに思うんですよ。これはやはり、少なくとも空き家対策の計画、これと併せてこの危険な老朽建物についてどう対応するのかというの、併せてこれは検討してもらわなくちゃならないと思うんですけども、町長、認識を伺います。

それから、もう一回聞きますね。この審議会ってつくられているんですか。それともつくられていないんですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 危険な老朽化している空き家は、本当にたくさんあります。これは本当に歩道の近くにも当然あるのは、私、散歩して気がついております。これは本当に早急に対処しなくちゃいけないと思っております。今年度は、この空き家対策については、かなり前進すると思っております。とにかく、4月以降、いろんな対策を講じていきますので、もうしばらくの間お待ちください。

○議長（水野秀一君） 建設水道課長、生田目聡君。

○建設水道課長（生田目 聡君） 空き家対策審議会について、答弁漏れでございました。失礼いたしました。

条例上は空き家対策審議会条例ということで、置くということになってございます。審議会の所管事務なんですけれども、空き家計画の策定に関する事、それから特定空家の認定に関する事、それから特定空家に対する措置の方針に関する事ということが所管事務ということになっておりまして、今後、こういった空き家計画をはじめとする特定空家の認定などについても認定していくということでございますので、これまでは行ってきませんでしたけれども、今後行っていくというところでございます。

なお、組織する委員の方についても、まだ委嘱した実績はございません。まだ決まっておりません。

以上です。

○8番（上野信直君） 分かりました、いいです。

○議長（水野秀一君） 次に、（3）町の集団検診の項目に聴力検査を加えることはできないかの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 新年度から、補聴器購入に対する助成事業が石川管内では初めて我が町で始まります。加齢性難聴者でも友達と楽しく会話ができやすくなって、生活の質を高める効果が期待されますが、併せて認知症の予防策の一つとして、介護保険などの支出の抑制にもつながっていくのではないかと思います。

さて、この加齢性難聴は、一般的に50歳頃から始まって65歳を過ぎると急激に増加すると言われていますが、昨年12月議会での一般質問の町長答弁にもあったように、本人が気づかぬうちに進行するというのが特徴であります。したがって、この助成制度を生かすには、本人がなかなか気づけない聴力の衰えを早く見つけることが大事になります。そのためには、町の集団健診の項目に聴力検査を加えることが一番有効ではないかと思っております。この集団健診に聴力検査を加えることについて、町長はどう考えるのか伺いたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

特定健診は、メタボリックシンドロームに着目し生活習慣病の発症や重症化予防を目的としている健診で、国で定められた検査項目により実施しているため、聴力検査は含まれておりません。また、福島県内において、集団健診時に聴力検査を実施している市町村はございません。その理由といたしましては、健診の委託先に確認したところ、「検査の際に検査結果に影響が生じないような防音設備が整った場所等が必要であり、集団健診で実施する体制の検討も必要であるため難しい」とのことでしたが、引き続き協議をし、実施できるかどうか検討してまいりたいと考えております。

しかしながら、ご自身の聴力に不安を抱えられている方もおられると思います。簡易的な聴力の確認方法に、セルフチェックシートというものがございます。このシートは10項目あり、簡易的ではありますが、該当数によって3段階に聴力を判断できるものとなっております。集団健診時にこのチェックシートを実施していただき、保健指導と併せて、その結果により介護予防や認知症予防のための耳鼻咽喉科の受診勧奨や、補聴器購入助成の案内につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） そういうことは、ぜひやっていただきたいなというふうに思います。本題のほうなんですけれども、先ほど町長がおっしゃったように、特定健診は国が定める検査項目に限られていますから、これに入っていません、聴力検査は。技術的に難しいというの、胃がん検診なんかは検診車来てやってくれるんですから、これは聴力検査もできないことはないだろうというふうに思うんですけれども、一番の大本は、やはり国がこの基本健診の中に聴力検査を入れること、そのことが基本だというふうに思うんですね。それで、神奈川県のある市では、そういう意見書を国のほうに上げております。特定健診に聴力検査を加えてくださいと、こういう意見書を出しております。

町長は3月議会のときに、補聴器購入、基本的には補聴器購入は国が保険適用にすべきだというふうなお答えでありましたけれども、この聴力検査も国のほうで特定健診に加えるということ、併せて両方を求めているいただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 前回と同じく、全くそのとおりだと思っております。それで、今後、この集団健診時にこの聴力を入れるように、併せて国に要望してまいりたいと思います。

○8番（上野信直君） いいです。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、（4）介護職の人手不足が言われているが、その現状と町の対応を伺うの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 介護職の人手不足が言われています。理由の一つは、仕事の大変さに対して社会的評価が低い、言い換えれば給料が安いということがあります。全業種の推定平均年収が440万円なのに対して、介護福祉士は330万円と大きな開きがあるという報告もあります。それから、人手不足の理由の2つ目は、様々

な人と関わるために、人間関係でのストレスが多く、辞めてしまう人が少なくないということでもあります。こうした結果、介護事業種全体の6割以上が人手不足を実感しているというデータもあります。町民は40歳から介護保険料を支払い続けますが、いざ介護サービスを受けようというときに、介護職が人手不足で十分なサービスが受けられないということがあってはなりません。

そこで、2点伺いたいと思います。

1点目は、介護保険の保険者の立場から、町指定の介護事業所の現状をどう見ているか、人手不足があるかどうか、この点について伺いたいと思います。

2点目として、人手不足問題への対応、これについても併せて伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

高齢化が進む中で、介護人材の確保が特に重要になっております。しかし、全国的に介護現場では慢性的な人材不足が大きな課題になっていると認識しております。町内の事業所においても、新規に職員を募集してもなかなか応募がないという話も伺っております。町の介護サービス全体において、介護人材が大幅に不足しているという状況ではありませんが、将来的に介護サービスが安定的に提供できる人材の確保は、重要な課題となっていくものと考えております。

人材不足の理由としましては、やはり介護の仕事の給与水準が低いことであると考えられます。国においては、これらの問題に対して、令和6年度からの介護報酬改定の中で、介護職員の処遇改善分として賃金水準の底上げも含まれたところですが、現状では、町独自の具体的な取組は難しい状況ではありますが、今回の介護報酬改定に期待をし、国の動向を注視しながら介護保険制度の継続性を確保し、必要なサービスが提供できるよう石川地方5町村が連携しながら、町村会を通し、国や県に働きかけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 1点目なんですけれども、もう少し具体的にお聞きをしたいと思います。

浅川町が保険者としてやっている介護には、訪問介護、ヘルパーさんの派遣ですね。あと、通所介護、デイサービスだと思うんですけれども、それから特養ホーム、この辺が大体目につくわけでありましてけれども、それぞれの分野で人手不足という状況はないんですか。

先ほど聞いたらば、募集しても応募がないと、こういう状況はあるんだと。でも、やっていけない状況ではないと。何かちょっと矛盾するような話なんですけど、これはもしかしたらば、人数に合わせたサービスの提供しかない、こういうことが背景にあるんですか。ケアプランの作成の段階で、例えばヘルパーさんはこれしかないから、あなたにはこれ以上のサービスはできませんよと。こういう形でやられているというそういう実態がある、そういうことはないんでしょうか。必要な被保険者が、町民の方が必要な介護を受けられる、もちろん介護保険の範囲内ですけれども、必要な介護をきちんと受けられる、そういう体制は、ヘルパーさんにしろデイサービスにしろ特養ホームにしろ、きちんと整っていると。こういう状況だということまで理解してよろしいんですか。その点を再度伺いたいと思います。

それから、令和6年度に介護報酬の改定があって、これに期待をしているという答弁がありました。この点

について、訪問介護、ヘルパーさんの話ですね。これは、基本報酬が2%から3%減らされる方向です、今。そして、処遇改善加算というのができると。処遇改善加算だから、処遇を改善したならば給料増やしてあげますということだと思えるんですけども、基本報酬は減らされる。これこのことは、この間の朝のテレビ番組でもかなり時間かけて大きく扱ってありました。

何でヘルパーさんの基本報酬が減らされるのかというと、ヘルパーさんの仕事はもうかっているんだというのが厚労省の認識なんですね。何でもうかっているという判断になるのかというと、施設でたくさんの老人を抱えて、そこでヘルパーさんを派遣している、効率的に回るわけですよ。そうすると収益率が上がる、そういうのがあって、もうかる事業だというふうになっているんですけども、ただ、そういうところじゃない、在のほうのぼつんぼつんとした家をヘルパーさんが訪ねて行って、30分なり1時間なりの仕事をするような、そういうところではそんな効率的な仕事はできませんから、とてももうかっているような状況じゃないんです。それでも全体的に見ればもうかっているという判断で、基本報酬を2%から3%引き下げる、こういう方向性なんですね。

このことは、これは期待するんじゃないで、急いでそういうことはやめてもらいたい。大都市部の一部のところはいいでしょうけれども、でも例えば社協なんかではこれ困ると思うんですね。そういうことがありますので、石川管内の5町村と共同して、この点は下げないでほしいという取組を行っていただきたいなというふうに思います。

それから、2点目の人手不足の問題で、大きな問題はやはり人間関係のストレス、これによって辞めていく方が多いという話であります。ですから、辞めなくてもいい人間関係に職場がなるように、町としてもこれは努めなければならないんだというのを、私、今回の質問に当たってちょっといろいろ読んでみて分かりました。第8期介護保険事業計画、もうすぐ第9期のやつが出てくるんでしょうけれども、この第2部の第3章の持続可能な介護保険の運営というところの人材の確保・資質の向上というところで、働きやすい職場環境の確保に町は関わっていくんだよと。町は事業所を定期巡回して、事業所の運営をしっかりと行われているか現地指導し、必要に応じて会議を行うと。こういうふうに、町の介護保険計画では決めているんですね。

ですから、働きづらい職場があれば、そこに行って指導をして、必要ならば会議を行って、そして改善を求める。これが町の方針なんです。それぞれやっているのが、浅川町とは別個の独立した事業者だから口出しはできないんだなということではないんです。ですから、例えば、ある職場ではパワハラが蔓延しているというような状況のときは、これは町としてもそういう部分は改善してもらいたいということを、これ言わなくちゃならない、介護保険計画からすれば。そういう取組をやっていただきたいと。計画にのっとって。これ第9期の保険計画にも事業計画にも恐らく同じことは載ってくると思うんですけども、そういう取組をやっていただきたいなというふうに思うんですけども、その点も伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 3点全てお答えいたしますが、もし答弁漏れあれば担当課より説明させていただきます。

私は、介護職員の給料は安いと言っております。そして、保健師も看護師も全て不足するということは、私はもう以前から言っております。ところが、もうここ五、六年は実際にそのようになっております。保健師も集まりません、介護士も当然集まりません。今、引き抜き合戦です。今、そういう施設の事業所になっており

ます。やはり、これ先ほど8番議員が言ったとおりに、介護職員が300万から350万ぐらいしかもらっていないんですよ。本当にこれで介護職員が務まると思いますか。務まるわけがないんですよ。

そして、職場の仲が悪い、人間関係が駄目だ、だからストレスがたまる、だから辞める、これの繰り返しなんです。それで、私、社協においては、いつも年度初めの訓示では、働きやすい風通しのよい職場をつくってくださいと、もう6年連続言っております。ですから、私はもう当然、これ国にも言っております。県の5町村での定例会のときにもお話をしております。これ議事録を見ていただければ分かると思います。ですから、この介護職員、保健師、看護師、様々な人がこれからはもっともっと給料を上げなければいけません。これは私たち5町村ではできません。やはり国にも働きかけなければいけないと思っておりますので、どうか皆さんで声を上げていただきたいと思っております。

それで、事業所がもうかっているというのを、今、私、初めて聞きました、本当に。この近辺で事業所が本当にもうかっているのか。もうかっていないと思います。これ町が補助しなければなりません。国が補助しなければ、事業所は倒産します。本当にそのもうかっている大きな事業所は、まずは少ないと思います。そういうことで、私は今後も介護職員から保健師から看護師から、やはり病院関係から全てやり、声を上げていきますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

あと何か、答弁漏れあれば。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） じゃ、補足説明いたします。お答えいたします。

まず、ヘルパー、デイサービス、特養、それぞれの不足はしているのかというところですが、確かに今のところ、保険者、町としましては必要なサービスは提供できているというふうには思っております。ですけれども、事業所ごとにいいますと、やはりその後継ぎ、人材不足というのはやはりありまして、今後、人材が不足するということは懸念されております、どの事業所も。

特にヘルパーなんかですと、登録ヘルパーさんというのが登録されてヘルパーをやっているんですけども、その方がなかなかいないというところで、一度退職された方にまたお願いしたりして、何とかやっているという現状もあります。こういう状況がいつまで続くのかというのも懸念ではございますが、将来的にはやはり不足してくるのではないかと。保険者側としては見ております。

デイサービスにおきましては、取りあえず今のところも将来的にも大丈夫なのかなというところもあります。

特養に関しましては、石川福祉会なんです、石川福祉会でも退職する方も多く聞いております。今年度、来年度においては、7名採用するというのも聞いております。あと、福祉会においては、今後、よもぎ荘増床も含めて、増床も予定されておりますので、そちらに向けての職員確保も必要だという話も聞いております。

あと、その各事業所の指導というところですね。

こちらは、昨日、いろいろ事業所に対しての条例改正、介護保険改正に合わせた条例改正がございました。その中にも、各事業所においてハラスメントの対応なんという部分もございましたので、この部分、引き続き新計画の中にも盛り込まれておりますので、引き続き、町としては特にその辺を重点に、今後、事業所との協議、事業所において運営委員会というものがそれぞれありますので、そちらのほうに担当者等が出席する場面

もありますので、そういう機会を捉えて、指導を徹底していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） あらまし分かりました。

1点だけ、町長、もう一回確認しますけれども、今度の介護報酬の改定によって、ヘルパーさんの基本報酬というのは2%から3%減らされると。もう目前です。ですから、やはりこれは5町村共同して、そういうことはするなという声を上げていただきたいというふうに思うんですが、再度伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 管内5町村はよく集まりますので、必ずこのお話はさせていただきます。

○8番（上野信直君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

○8番（上野信直君） いいです。

○議長（水野秀一君） 次に、（5）山菜等の出荷制限・摂取自粛はどのように決められているのかの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 町内には、山菜やキノコ取りを楽しむ人が多いんですけども、原発事故による放射能のために出荷制限が続き、摂取の自粛が呼びかけられています。タラの芽やキノコなどを売ったり、人にやっつては駄目です。食べるのは自己責任とされております。これは、誰がどのようにして決めているのでしょうか。解除の条件は何なのか、その点を伺いたいと思うんです。

この問題は、個人の趣味の問題ではありません。浅川町第5次振興計画の第3章、新たなまちづくりへの展望の中で、生かすべき浅川町の特性や資源の欄で、豊かな自然環境、これを挙げております。ところが、その自然環境が放射能によって汚染され続けているということになっているわけでありまして。今人口減少対策をして、都会から人を呼ぼうと取り組んでいるときに、自然は放射能で汚染されていますでは、これは人は来ません。出荷制限や自粛は誰がどのように決めているのか、しっかり調べてみんなが納得のいく形で決められているのか。解除になるにはどうすればいいのか、疑問に思っている人も多くいます。そこで、お尋ねをしているわけでありまして、答弁を求めたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

出荷制限は、食品衛生法に基づく基準値、一般食品の場合は放射性セシウムの値が1キログラム当たり100ベクレルとなっていますが、出荷前に行う県のモニタリング検査によりこの基準値を超える食品が見つかった場合に、放射性物質を含む食品の摂取による内部被曝を防止するため行われます。これは、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣が各知事宛てに出荷制限を指示し、この指示によって、知事は関係事業者などに出荷を控えるよう要請することとなっています。それに併せ、自分で採取し自家消費するものも採取することは自粛するようお願いされています。また、出荷制限の解除は、これも原子

力災害対策本部長である内閣総理大臣から各知事宛てに指示されます。

福島県では、出荷制限解除に向けた前段として、山菜等の定期検査を継続しておりますが、解除を目指す品目がある場合は、その品目が安定して基準値のおおむね2分の1以下の低水準であること及び低下傾向にあることを確認するため、県が各市町村ごとに5か所以上、3年間のモニタリング検査を行うこととなっております。この結果から、安定して低水準であることや低下傾向にあることが確認できれば、詳細検査に移行し、市町村等解除予定区域の全域にわたる生息地から満遍なく60検体を検査し、全てにおいて検査結果が低水準と確認できれば、県はその結果をもって原子力災害対策本部へ出荷制限の解除を申請し、原子力災害対策本部において低水準で安定したと認められた品目は、原子力災害対策本部長名で知事に対して解除が指示され、県が関係事業者などに周知するという流れとなっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 山菜などの定期検査をやっているんだというお話でありましたけれども、これどういうふうにしてやっているんですか。誰がその山菜取ってくるんですか。どこから取ってくるんですかね。そういうのが何も分からないので、一体どういうふうになっているんだろうなという話になってくるんですよ。その前段として、今、そういう規制がかかっているものって何でしたっけ、浅川町で。規制がかかっている山菜とか、キノコは全般だったかなと思うんですけども。それが、まだ制限が解除されませんよというふうにずっと判断されてきているわけなんでしょうけれども、誰がどこからそういう山菜を取ってきているんだかどうか、そこら辺ももうちょっと具体的にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

まず初めに、浅川町で今、出荷制限がかかっている山菜等につきましては、野生のキノコとコシアブラ、ある地域によってはヤマグルミと呼ばれるものですね。その2つが出荷制限がかかっております。

こちら、町長答弁でもありましたとおり、福島県ではシーズンごとに定期検査のほうに行っているそうです。県のほうで、浅川町ですと3か所ぐらい地点を決めて、毎年同じ場所を調査して調べているそうなんです、それでもしその結果が100ベクレルの2分の1程度、50前後ぐらいまで下がっているということが確認できたら、モニタリング検査のほうに移行するという流れになっておるそうです。ただし、県のほうのその調査の結果、どこでやっているとかの公表がございません。これは非公表だそうです。

今回、私、問い合わせでお話だけちょっと聞いたのですが、今年はまだ出ておりませんので昨年の結果になりますが、コシアブラで言えば浅川町で2か所検査をしたそうです。1か所につきましては、ちょっと数字のほうは教えていただけなかったんですが、150を超えているそうです。もう1か所についても、100はいいませんが、限りなく100に近い値が、今、コシアブラのほうは出ているそうです。こういったことから、先ほどのような説明のとおり、2分の1程度、50前後ですか、までは下がっていないので、まだ出荷制限に向けた動きのほうには入れないということで、県のほうからお話がありました。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 野生のキノコとコシアブラですね。ということは、タラの芽は解除になったということなんですか。タラの芽は採取をして販売しても構わないと、こういうことになったんですか。これいつのことだかよく分からないけれども、そういうふうになったんだっただらば、これは広報か何かでお知らせしても私はいいんじゃないかと思うんです。

〔発言する声あり〕

毎年、県のほうからどこだか分からないけれども、探して3か所ぐらい野生のキノコをコシアブラを採取をして、検査をして、50ベクレルを超えていけば引き続きそういう制限がかかっていると、こういう状況だということですね。分かりました。そういうふうなことも、一度は町民の皆さんにこういう状況なんですというのが、お知らせがあってもいいんじゃないかなというふうに思いますので、その辺はぜひご検討をいただきたいと思います。質問の答弁は分かりました。ありがとうございました。

○議長（水野秀一君） 農政課長、坂本克幸君。

○農政課長（坂本克幸君） 補足説明させていただきます。

タラの芽につきましては、解除されております。食べてもらっても結構でございます。再確認ですが、制限は野生のキノコとコシアブラだけとなっております。コシアブラにつきましては、いろんな研究結果等で放射能を一番吸収しやすいというお話もありますので、当分はちょっと解除にはならないかなとは思っております。

また、お知らせの件ですが、機会を見て、これとこれはまだ出荷制限がかかっています等はお知らせしたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、（6）災害時の避難所に避難者のための発電設備が必要ではないかの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 能登半島地震を教訓に、町の防災計画もさらにいろいろと練り上げられていると思いますが、2点だけ伺います。

1点目ですけれども、浅川町地域防災計画の第2部第2章11節、避難所の設置・運営では、整備すべき避難所の備品に洗濯機、乾燥機、テレビなども挙がっております。停電時はそれらを動かすための発電設備が当然必要になってくるわけなんですけれども、その配置、これはどうなっているのか。とりわけ、今回の能登半島の地震では、32人の方が低体温症などで亡くなっていて、避難所の暖房の確保、これが再認識をされましたが、そこでも停電時に備えた発電設備、これが当然求められてくるんだろうというふうに思います。この点について認識を伺いたいと思います。

2点目です。

浅川町地域防災計画の第2部第1章、災害予防計画は、第3として防災対策要員への防災教育を実施するところ掲げております。この防災教育に関しては、公的な資格はないようでありまして、日本防災士機構の民間資格である防災士、この資格が評価されているようであります。防災士は、要請によって災害発生時の避難誘導や救助、避難所の世話などにも当たるとされておりますから、そういう勉強もして資格を取ること

なるんだろうと思います。そこで、この防災士、職員の中で有資格者は男女それぞれ何人いるのか。それから、今後増やす考えはあるのかも併せて2点目として伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、町にて管理しております発電機は9台、蓄電池につきましては5台保有しており、災害時には各避難所等へ配置することとしております。

2点目につきましては、男性は7人、女性はおりません。

なお、防災士は民間資格であります。地域防災力の担い手となることから、今後は継続的に町職員を中心に資格取得を促進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 発電機は9台、蓄電池が5台と言いましたっけか。14台。このハザードマップで見ると、避難所って14か所あるんですね。ハザードマップで見ると14か所あります。それぞれ1つずつということになるんですかね。蓄電池だけで果たして対応できるのかどうかというのはちょっと分からないんですけども。以前に質問したときは、たしか民間企業と協力して、民間の保有するその発電機等を災害時には借り受けるということも考えたいみたいな答弁があったような気がするんですけども、そういう点についてはどうでしょうか。避難所が14か所あるんですから、多分、メインの避難所である武道館に発電機1台では、とてもとても間に合わないと思うんですね。それで、やはり今、そういう設備、発電設備が少ないと。今の状況では少ないというのが現状ではないかと思えます。それで、民間との協定を結んで借りるといような方向を進める考え、それについて伺います。1点目です。

2点目ですが、防災士の仕事の中には、いろいろと女性に対しては女性が当たったほうが適切な場合も当然これはあるわけでありますから、これは女性の方もぜひ増やしていただきたいなというふうに思っています。

あわせて、この間の新聞で出ておりました北塩原村でしたっけかね、村民の方が防災士の資格を取りたいという場合には、補助を出すと。費用の一部を補助すると、こういうことを能登半島なりを踏まえて決めたんだというようなことがありました。こういうその防災士の必要性というのは、役場だけじゃなくて民間の企業でもあるだろうし、中にはその地域の方の中にもそれを希望する方もいらっしゃるというふうに思うんですけども、やはりより多くの方がそういうその資格を取ってというよりは、そういうあれを身につけて、対処方法を身につけて当たるという、これは望ましいことだというふうに思うので、この資格取得に対する費用の助成、これについてもやはり今後検討していただきたいなというふうに思うんですが、その点について伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 町職員が、今、男女約半々でございます。そういうことから、今後、女性の資格取得を促進してまいりたいと思います。費用の件は、今後、煮詰めていきたいと思えます。そのほか、課長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、お答えいたします。

1点目ですが、確かにこの防災士の資格は民間資格となっております。合格率は90%となっております。

失礼しました、1点目は民間委託の件でした。

協定なんですけれども、協定につきましては町の防災計画の後ろのページには載っているんですけども、それぞれ例えば浅川町の建設業協会とか、東北電力のネットワークとか、協力をいただいております。先ほど、町長答弁したとおり、町で備蓄しております発電機は9台ございます。中には、ワット数多い5,500ワットというやつ、これ業務用のやつなんですけれども、簡単に言えば家1軒分の電気賄うぐらいの大きなやつは持っています。こちらにつきましては、先ほど議員さんおっしゃった武道館メインに置きたいと思っています。あとは、その十何か所避難所ございますが、その災害の状況によって、こちらとすればやっぱり集約したい考えを持っています。避難所の集約。ですから、なるべく集約してそこで発電をするということにしたいと思っております。それで足りない場合には、先ほど言いました民間の協定結んでいるところをお願いする考えを持っております。

あと、2点目のその防災士の件なんですけど、浅川町につきましては、平成25年度を皮切りに防災士、町全体でいいましたらば消防団員もいるんですが、13名の方、取得しております。先ほど、町長答弁したとおり、男性のみなんです。今回、その元日の能登半島地震を見ますと、いろいろ女性の視点のところもございますから、今後、来年度、令和6年度からは町職員を中心に、男女それぞれで均等に資格取得をしたいと思っています。資格取得の経費は1万3,000円程度なんです。先ほど、民間の方が取りたいということで、補助もあるということ、村内、北塩原ということありましたけれども、そちらにつきましては今後の検討材料にさせていただいて、まずは誘導する方は町職員か消防団となりますので、そちらの方を優先的に取得したらどうかと思っております。

以上です。

○8番（上野信直君） 分かりました、いいです。

○議長（水野秀一君） いいですか。

以上で一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 3時54分